

平成28年（2016年）6月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成28年6月7日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成28年6月14日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量		

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内 康雄
会計管理者	玉津 武幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上野 和彦	危機管理課長	水谷 法夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	中村 吉伸
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀俊
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	石倉 充能	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	久保 建作	海山総合支所長	玉津 裕一
教 育 課 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	宮原 俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村 能行
書 記	奥川 賀夫	書 記	上野 隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

9番 家崎 仁行 10番 玉津 充

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

### 瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

---

### 瀧本攻議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まず、ご報告を申し上げます。

本定例会において、6人の議員からの一般質問の通告書が提出されました。一般質問については、本日1日で運営させていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

---

## 日程第1

### 瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

9番 家崎 仁行君

10番 玉津 充君

のご兩名を指名いたします。

---

## 日程第2

## 瀧本攻議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る6月7日に締切り、既に執行機関に通知済みであります。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対して周知することになっております。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることとしますので、基本的には町長から答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただきますよう、議事の運営にご協力をお願いいたします。

それでは、7番 近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

## 7番 近澤チヅル議員

おはようございます。6月議会、7番 近澤チヅル。6月議会の一般質問を行います。まずはじめに、国民健康保険について質問し、町長に答えていただき、また、後で2つ目に介護保険に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

1番、国民健康保険について、1. 三重県国民健康保険の広域化について、今、県、市町は国保広域化に向けて駆け足で制度を決めていこうとしております。この1年でその枠組みを決定し、2018年4月から新しい保険制度としてスタートすることになります。その内容はほとんど誰にも知らされず決められようとしています、非公開です。今までも高すぎて払えない保険料が、さらに引き上げられ滞納への容赦ない取り立てが横行すれば、皆保険制度の空洞化、社会保障の解体へとつながる危険があります。そのようにならないことを願っております。戦後70年、戦争法もそうですが、社会保障も大きな曲がり角にきております。

誰もが安心して受診できる医療制度になるよう、住民の立場に立ち、命を守る自治体か、地域、地域の国保の歴史に棹さし、安易に平準化、標準化、統一化に流される自治体にな

るのか。自治体の認識が問われております。町長の考えをお伺いいたします。まずはじめに、本来の社会保障である社会保険としての制度へ改善を求めて、そもそも町長は国保の広域化をどう考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

2つ目といたしまして、保険料、率をどのようにお考えなのか。県では統一保険料の方向に向かっております。紀北町では、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。また、3番目、一般財源からの法定外繰り入れをどう考えておられるのか。

4番目、滞納問題についてどう対処するのか。債務回収機構への委託の対象にすることも検討されております。三重県の会議の中では、これについて、紀北町の立場はどう考えておられるのかお伺いいたします。

作業部会連携会議の内容を公開し、情報公開をしてほしい。そして、住民参加を、県の国保運営会議の委員選定で、議員、被保険者の参加を希望する保証を求めるよう、県に求めていただきたい。

以上の点について、お伺いします、1つ。

そして、2つ目といたしましては、保険者支援金、県国から1,700億円が拠出されております。これは国保広域化に向けてのものであり、厚生労働省は1人あたり5,000円の財政効果があるとしておりますが、紀北町では、1番、2015年、この金額がどのように使われたのか。また、1,700億円のうち紀北町には、いくらかの拠出金が歳入であったのかお伺いいたします。2016年度にも1,700億円が拠出されますが、どのように予算計上されたのか、お伺いいたします。

#### **瀧本攻議長**

近澤議員、4番のところ、債権回収機構のことを、債務とおっしゃったんで、訂正をお願いいたします。④の滞納問題について、債務回収機構とおっしゃったので、債権回収機構と。

#### **7番 近澤チヅル議員**

債権回収機構です。原稿ではそうなっております。読み間違いました。失礼いたします。

#### **瀧本攻議長**

テレビで放映されていますので、よろしく。

#### **7番 近澤チヅル議員**

債権回収機構です。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

## 尾上壽一町長

皆さんおはようございます。

6月定例会一般質問でございます。今日は6人ということで、どうかよろしくお願いを申し上げます。

近澤議員のご質問でございます。まず国保広域化ということで、お話をいただきました。議員がご説明されたようにですね、国保広域化につきましては、平成30年度、国保の財政運営の責任主体と、都道府県がなるということで、国保運営の中心的役割を担うことが、既に決まっているところでございます。

現在、議員もお話されましたが、それに対応すべく県主催の作業部会を各市町から実務担当者が出席し、具体的な方策について検討しているところでございます。その検討結果をさらに三重県市町国保広域化等連携会議におきまして、関係課長が参加して議論をしております。議論が心配される国民健康保険料につきましても、国保財政運営部会になりますが、特に慎重審議をしてお聞きしております。私といたしましても、国民健康保険が急激に値上げすることがないよう、他の市町と連携のもと、国、県には要望してまいります。

議員が言われますように、誰もが安心して受診できる体制の維持に引き続き、取り組んでいきたいと思っております。

まず、広域化をどう考えるということでございますが、平成27年5月27日に成立した、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の中で定められたところでございます。その背景といたしましては、財政難から存続が危ぶまれている市町村の国保を、都道府県という広い単位で捉え、財政の効率化を図ることによりまして、国民皆保険制度を維持するものでございます。

本町におきましてもですね、医療費の高騰等、国保財政を維持していくことは大変難しい状況にもなっております。そういったことから考えましても、やむを得ないものではないかと、私は考えを持っております。保険料、率をどのように考えるかということでございますが、保険料につきましては、都道府県が市町村間の医療費水準や所得水準を調整した上で、市町村ごとの納付金を算出し、その納付金を納めるために必要な標準保険料率を定めると法律で決まっております。

そして、市町村の役割でございますが、都道府県が定めた納付金を納めるために、県に

示されました標準保険料率を参考にいたしまして、条例において国保の保険料率を決定し、賦課、徴収を行うとなっております。これまでどおり国保の保険料の決定は市町に委ねられておりますところから、他の市町の動向にも注意してですね、本町の国保の被保険者の保険料に大きな影響が及ばないように、これからですね、国や県にも要望し、お話をしながら保険料率の決定をしていきたいなと思っております。

それから、一般財源からの法定外繰り入れについてでございますが、当町につきましてはですね、一般会計からの国保会計に対しての法定外繰り入れは行っておりません。

それから、滞納問題について、どう町は対処するかということですが、保険料を滞納されている方、これについてはですね、納付誓約を締結して、計画的に保険料をお支払いいただいているところでございます。しかしながら、何人かの納付誓約にも応じない方につきましては、公平公正の観点から財産の差押えも実施しているのも事実でございます。ただですね、議員おっしゃった債権回収機構への移管については、これまで移行したことはございません。

現在ですね、都道府県化の収納率向上部会の中で、滞納保険料の管理回収機構への移管についてを検討しておりますが、その動向にも注視していきたいと、そのように思います。

5番目、情報公開と住民参加を、議員とか被保険者の参加希望をということなんですが、作業部会、連携会議というのは県主催で行っておりますので、県のほうで資料や議事録も作成しております。県の情報公開規定に基づきまして、資料を請求していただくということになりますし、委員の選定につきましてはですね、現在、議員、被保険者の希望参加を保証するというにつきましては、国保財政運営部会において、慎重審議されているとお聞きしているところでございます。

それから、保険者支援金1,700億円についてのご質問でございますが、これはですね、国保基盤安定基金として国保、全額国保会計に計上されております。それは27年度実績、3,927万3,000円でございます。

それからですね、16年度はどうかというと、まだ金額が未確定のためにですね、前年度の実績と同じ金額を予算化させていただいております。以上です。

## **瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

## **7番 近澤チヅル議員**

それでは、1つずつ再質問させていただきます。広域化の議論ではですね、今まで町長

はパイが大きくなって、ずっとこのことについても、今まで質問してまいりましたが、賛成だと、そういうふうなご回答だったと記憶しておりますが、国や県で決めた、国で決めたことなのではないのかなというお答えでした。

県ではですね、1月18日、厚労省がガイドラインを示して、それに沿ってスケジュールとか体制とか、大きな議論が進んでおりますけれども、やはり、これはあくまでも技術的な助言であって、守らなくてはならないものではないと思いますので、紀北町の町民の立場に立って、県へ意見をあげていただきたいと思います。そして、何よりもパイが大きくなって、安定化するかもしれませんが、町民の国保料が上がるのではないかという不安がいたします。そのことについて、各市町の回答とか、いろいろおっしゃっておられましたが、1つずつその懸念について、2番目の質問に入っていきたいと思います。影響がないよう思っているということですが、実際に県では統一化保険料に向かっているのではないかと思います。どうなのでしょう。そうすると、紀北町に保険料については、どのようなことが起こるのか、予想されておられると思いますが、検討されているのかどうか。そして、どのような意思を持っておられるのかどうか、お伺いいたします。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

まず広域化の話なんですけども、私はですね、しょうがないということより、必要ではないかという考え方を持っております。それはですね、以前も申し上げたんで、あまりくどくは申し上げませんが、今、医療費がワースト1ですね。その中で国保料が上から7番目に安いということです。これもですね、国の制度、それから国保連合会、三重県ですね、という制度に守られております。これは何をいうかということ、国保連合会という県全体の組織の中で、高額医療とか、そういったものがお金としてですね、入ってきておりますので、そういったことからすれば、やはりそういったパイの大きいというか、分母の大きいところで支えあうのが、この保険としてのですね、役割ではないかなと思っておりますので、そういったことからすると広域化、今すでに、もう広域化ではないかと私自身は思っているんです。

そういう中、議員おっしゃるようになりますね、保険料の問題につきましては、これは直結します、住民の皆さんに。ですから、それはですね、やはりしっかり先ほども申し上げました、見守りながら、その中で我々がですね、どういう市町村別にですね、できるものか

どうかということはどうですか、しっかり見守っていきたいと思いますし、そういったものがどういう数字が上がってくるかというのは、今の段階ではまだわかっておりませんので、今お答えすることはできませんが、そういった今の保険料から大きく違うようなことがないように、我々は県のほうにも申し上げていきたいなと思います。

#### **瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

保険料についてはですね、影響がないように、県にもお話をしていきたいという前向きな町長の答弁でしたが、見守るだけでなくですね、もし統一保険料になったらどうなるのか。3方式になるのか、4方式になるのかも、今、検討されていると思うんですけども、紀北町で3方式になったら、紀北町は4方式なんですね。もし資産割がとれたらどうなるのか。そういうことについても、試算されて県に意見を言っていたらいいと思いますが、その検討はされているのかどうか。実際に今のままでどうなるのか、そういうことも試算して、県の会議に望んでほしいと思いますが、どうなのかお伺いいたします。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

今おっしゃったように、4方式、3方式の議論もですね、今、行われているとお聞きしております。その中で、やはり4方式、3方式、以前、在籍していた議員もですね、よく、今1つ減るか減らないか、資産割の話についてはですね、いろいろお話がありました。そういう中で、今うちは4方式ということなんですが、これ3方式になるとですね、やっぱり資産割がなくなることによって、いろいろと影響が出てくるのは事実です。

ですから、そこで差がいろいろ出てこようかと思いますが、うちは納付額に基づいて、また、いろいろ検討しますんで、そこで差が出た時にどうするかということはどうですか、これから検討しなければいけない課題だと思いますが、今、そのところはしっかり決まっていらないもんですから、今おっしゃったことは十分、頭へ入れた上でですね、今後のその保険料の設定につきましては、担当ともですね、いろいろと話をしながら、また主の県においても、そう大きく変化のないようにお願いはしていきたいと思います。

#### **瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

## 7番 近澤チヅル議員

そうするためにもですね、実際に数字を出していただきたい。そうと思いますが、いかがですか。資産割を除いた場合の紀北町の保険料について、安くなるのか、高くなるのか、どちらが予想されますか。

### 瀧本攻議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

難しい話で、資産割がなくなるということはですね、どっかで所得割とか、均等割とか、世帯割のね、均等割と平等割か、の部分がね、動いてきますんで、それは各資産を持ってみえる人は、所得が違いますんで、平均を出せといえは出せるんでしょうが、今ですね、資産割に対する影響というのを、今まだ4方式、3方式、決まってない段階なんで、ちょっと今の段階では出しにくいかなと思います。

### 瀧本攻議長

近澤チヅル君。

## 7番 近澤チヅル議員

決まってしまうたら、もう遅いと思うんですね。だから、紀北町の意見としてですね、3方式ではこうなる、4方式ではこうなる。科学的な根拠に基づいてですね、試算をして、県へ声をあげていただきたい。試算されることを検討してください。もう一度お答えをお願いします。

### 瀧本攻議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それらも踏まえて、県のほうにも意見を言わせていただきます。確かにね、この率の問題によって、今より下がる方、上がる方というのは出てきます。これはもうシステムが変われば、やむを得るところなんで、ですから、それを全て平等のように、今の現状のままにできないのも事実だと思います。そういうものもですね、担当のほうにはしっかり勉強させます。

### 瀧本攻議長

近澤チヅル君。

## 7番 近澤チヅル議員

勉強させますというのは、するのかもしれないのかという答え、しますということですね。是非、科学的に数字の根拠を出していただいて、紀北町民の負担にならないように、声をあげていただきたいと思います。

続きまして、3番目の一般財源からの法定外繰り入れについてですけれども、紀北町は一般会計からの繰り入れをしておりません。でも、県下の市町はですね、津市とか鈴鹿市は大変、今回、保険料も上がっておりますし、一般会計を繰り入れてのただいまの保険料を設定している県もあるので、三重県は勿論、一般財源を入れてないんですけれども、これはなくなると、さらに保険料が高くなるのが、紀北町は入れてないんですけどね、他の市町も入れて保険料が決まっている市町もありますので、一覧表をいただいておりますけれども、是非、三重県では一般財源から法定繰り入れをしていただきたい。私はそう思いますので、そのほうが保険料の負担の軽減につながると思います。町長はその意思があるか、どうですか。再度お伺いたします。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

ちょっとお聞きしたいんですが、県のことですか、町のことですか。県ですね、県は県の考え方があろうかと思います。以前もこれはお答えさせていただいたんですが、法定外繰り入れの中でですね、他の保険者がある中で、県民のおそらく県もですね、繰り入れすることがどうかという議論から始まると思います。国保会計だけに入れるということはね。ですから県のことなんで、県会議員とかそういった県の議論でですね、ちょっとやっていただかんと、町としてはですね、今、以前からもお答えしたように、他の保険者とのね、保険へ入ってみえる方とのこともあるんで、今、上げることなく、今の予算でいければ、それでいきたいなというのが、これまで何度もね、答えさせていただいたことなんで、ご理解いただきたいなど。

#### **瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

私、今回の広域化に向けて町の姿勢を問うた質問をさせて、基本的にさせていただいております。ほかの市町では一般財源を入れて、保険料を決めている町もある。それで今の保険料、県で統一されて、それがなくなったら、高くなる可能性はあると思うんです。で

すから一般財源、紀北町は入れてないけれども、広域化された場合、やはり法定外繰り入れをしたほうが、保険料が下がる。私はそう考えております。ですから、そういうことについてですね、是非声をあげていただきたいと思います。

先ほど、町長は国保広域化連携会議の議事録なんかも、情報公開でとれるとおっしゃいました。私も情報公開でとった資料をいただいてまいりました。これです。県ではやはり一般財源化しないよう話が進んでおります。でも、やはり私は住民の立場で、法定外繰り入れは県ではそういう方向で進んでおりますけど、紀北町の住民の立場に立ったら、やはり法定外繰り入れを考えるべきだと主張していただきたい。それに対して町長のお答えはどうか。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今、私のほうがですね、町の考え方を述べさせていただきました。そういう観点からすると、なかなか今、私がですね、そういうことをお願いしますということはですね、言いにくいのではないかと思います。

**瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

まあ言いにくいというお答えでしたが、もし一般財源からの法定外繰り入れが行われなかったら、保険料が高くなるのか、低くなるのか、どういうふうに予想されておりますか。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

高くなる、安くなるは、入れれば安くなります。でも、それが良いのか、悪いのかということですね、時の今でいえば知事ですよ。判断になろうかと思いますんで、うちでも法定外繰り入れを2億、3億入れれば安くなるのは当然だと思います。

**瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

そういう一般財源からの繰り入れは、原則は廃止するという国の方針ですけれども、今

回もですね。やはり町民の立場に立てば、そういう繰り入れも行って、負担を減らしてほしいというのが、町民の願いでございますので、そのことを頭に入れていただきたいと思っています。

4つ目の滞納問題について、どう対処されるのか。この紀北町は幸いにも、されておられませんか、今、情報公開が得られました調整会議の議事録の概要をいただいておりますけれども、その中ではやはり債権回収機構への委託についても検討されております。紀北町は幸いにも、今やってないということなんですけれども、もし債権機構への委託が対象となったらですね、ますます本当に困っている方の、顔の見えない方がこられる。保険料の徴収に来られるわけですから、本当に困ってられる方には、大変厳しいものになるのではないかということが予想されます。

是非このこともですね、国保の会議の中で、紀北町の立場として、そういう声をあげていただきたいと思いますが、いかがですか。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

先ほど申し上げたように、納付金を集める賦課徴収につきましてはですね、市町村が担うということになっておりますので、市町村としてその取扱いをどうするかという判断があるかと思えます。ただ、県一本化してですね、県がこうですよという一定の方針が出れば、また別ですが、今までの紀北町の姿勢で臨みたいなと思えます。

#### **瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

今までの紀北町の方針で臨むということで、残念でございます。是非、ごめんなさい。ごめんなさい。是非そのように声をあげていってください。ごめん、失礼いたしました。

是非、債権回収機構への委託はしないように求めていただきたい。この点については評価いたします。

それでは、5つ目の運営協議会のことについて、お伺いいたします。運営協議会はもうすぐ結論、誰を運営協議会の委員にしていくかについては、もうすぐ結論を出すように、話が進んでいるように読み取りました。このあれですね。その中で後期高齢者なんかは町長が、情報公開についても、こういう議論がされているんですけれども、ちょっと元に

戻ります。情報公開がされているんですけども、なかなか町へも、もちろん議会へも、私は教民の常任委員会に所属しておりますけども、ニュースが届かない。是非、紀北町でもですね、国がこういうふうに進んでいるよということを、情報公開されたら届くのではないかと思いますので、皆の公平のところで理解をしていくためにも、情報公開を、これの情報公開をするよというのではなくって、会議を公開してほしい。その声を、情報公開でないと、中身がとれないんですね。担当の方も苦勞されている、担当の方にはあるのかもしれませんが、一般住民にはなかなかわかりません。情報公開とともに町民にも説明をしていただきたい。

そして、何よりも運営協議会についてですね、町民が参加できるのは、運営協議会しかないんですね。どういう方向で進んでおられるのか、詳しい説明をもう一度お願いいたします。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

議員おっしゃることもわからんでもないんですが、情報公開等でですね、県の出せるもの、出せないものが、県の判断の中であろうかと思えます。それと、議論の過程をですね、作業部会が出てですね、行ったり来たりするわけなんで、議論、作業部会なんかの場合。特にそういった部分で、ここまで行って、ここまで下がり、こういうのが繰り返しの途中の1つの時点の情報が流れ過ぎてですね、町民や県民の皆さんが混乱することもあるかと思えます。

ですから、紀北町のもですね、一定のことが決まらなければ議員の皆様にもお知らせしないというのはですね、そこもございます。ですから、県は県のこういう会議を進める中での考え方があろうかと思えます。だから、いろいろな案件で、どこで公開するかというたら、タイミングの問題ですよ。そういうものがあろうかと思えますんで、我々、外にいるものからですね、どんどん出してくださいということにはできないと思えますが、私も紀北町のいろいろな会議をやっておりますが、この時点では出すべきではない、返って町民の皆さんに混乱が生じるんじゃないかということもございます。そういう時は出しませんし、それぞれの会議や、それぞれによってですね、公開するタイミングもあろうかと思えます。

県のほうへはですね、そういうことを踏まえた上で、情報等を公開していただくように

ですね、それはお話し合いしてもね、担当課が出ていますんで、ただその時点の判断は県だと思えます。

#### **瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

判断は県がするんですけれども、会議の内容なんかは、少し前向きなお答えだったのではないかと思えますので、決まってしまうたらですね、なかなかそれによって困るということは、意見が言えないので、やはり情報はいただいて意見も言えるような、あげていただけるといいような、ちょっとでもいい国民健康保険になるようですね、努力をしていただきたいと思えます。

国保運営協議会の構成についてはですね、被保険者の代表とか、議員も紀北町では運営協議会の中に入っておりますけれども、この資料によりますと、なかなかそういう方向にならないのではないかと思えますので、私議員としても国保、今、紀北町でも入っておりますけれども、三重県でも入って、町民の立場で意見を言っていきたいと思っておりますので、議員も是非その参加の枠組みに入るよう要求していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

議員というのは町会議員の皆さんが、県の会議に入ることか、県会議員の方が県に入るという意味ですか。それは県民としてですね、県民枠であれば入っていただければ、そういう募集があれば、町会議員じゃなしに県民として入れば、よろしいんじゃないかと思えますが。

#### **瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

是非ですね、被保険者代表っていうんですか、に今度はなるわけですね、議員もですね。ですから、その中へはいいんじゃないのかなというお答えでしたので、是非。

#### **尾上壽一町長**

県民として入っていただく。

## 7番 近澤チヅル議員

はい。被保険者代表としてですね、議員も入りたいという思いもあります。この審議会の中ではですね、議員から委員を選出しないことについて、最近の議会の傾向、審議会委員を辞退する傾向があるので、特に問題はないと、議員は被保険者代表としてですね、そういうような議論もされております、この情報公開によりますと、是非、私なんかは参加したいので、そういう議員もおるよということを、あげていただきたいと思います。

支援金については、3,900万円ということですが、これらは正確に、是非この基金も利用してですね、あと2年間のうちで、保険料を引き上げないよう、このお金も最大限利用していただいて、対応していただきたいと思います。これで国民健康保険についての質問を終わらせていただきます。

2つ目の介護保険の地域包括ケアシステムについて、お伺いいたします。3月議会继续してお伺いいたします。2000年に介護保険制度が施行され、日本の福祉制度が大きく変わりました。措置から契約へ、市町村による支援から社会全体で支える制度へと変わりました。そもそも昭和38年、1963年にですね、日本の老人人口の増加に対応して、老人福祉の原理を明らかにした法律である老人福祉法が施行されました。この法律の基本理念には、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保証されるものとあります。また、国と自治体は老人の福祉を増進する責務を有するともありました。これは昭和38年の老人福祉法です。

でも、1997年12月、介護保険法制度が始まりました。その中ではですね、加齢により要支援や要介護状態になった人がその能力に応じて自立した生活が送れるように、国民の共同連帯の理念に基づいて必要な福祉サービス、保健医療サービスの給付を補うことを目的とするというふうになってまいりました。本当にこれで社会保障は守れるのかなという思いがあります。この制度は5年ごとに、保険料や施設への介護報酬は3年ごとに見直しをされます。65歳以上の方が年金から天引きされておりますし、40歳以上の方も保険料を納めております。でも、介護認定を受けないと介護は受けられない。その数は日本全体では600万人、その数は65歳以上の人でも18%にすぎないというデータが出ております。

紀北町でも28年2月現在、1,522人の方が利用されております。5年に1度の改正、介護保険法が改正されるたびに、制度が利用しにくい制度へと変わっております。2006年には地域包括センターが提案され、そして、2012年には地域包括ケアの推進が掲げられました。

そして、来年の4月からは紀北町でも進められようとしております。3月議会でも地域で、町長は1日でも長く住み続けるために、国のガイドラインに沿って実施していくと答えられました。

そして、現実に介護保険制度がスタートして、17年目に入っておりますが、安心の介護は実現したかどうか、私は疑問に思います。ここで、町民のために国のガイドラインに沿った総合事業ではなく、町民の立場に立って進めていただきたい。そういうことを求めて、1番の介護予防・日常生活総合事業について、①事業開始に向けての準備状況、工程について、どこまで進んでおられるのか。②といたしまして、尾鷲市と同じサービスを提供したいというお答えでしたが、市町で資源として活用できるものについては、どのように検討されているのか、お伺いいたします。また、平成30年4月には実施されなくてはならない、2番目といたしまして、在宅医療・介護連携推進事業について、現在の状況は。

3番目といたしまして、認知症総合支援事業の推進について、紀北町の将来推計は、認知症については、どのように推定されているのか。認知症サポーターの現状はどうか。認知症地域支援推進員の配置の現状はどうか、お伺いいたします。

そして、4つ目といたしまして、生活支援体制整備事業について、これも生活支援コーディネーターの養成や協議体の設置を求められておりますが、そのことについて現状はどうか、お伺いいたします。

## **瀧本攻議長**

尾上町長。

## **尾上壽一町長**

1点、今の質問の2に入る前にね、今、議員が読まれた議事録というんですか、情報公開かなんかでとったやつ、あれの議員というのは県議会議員のという意味ではないでしょうかね。でしょう。議員参加が最近は少ないよとかなんか言われとる、町会議員じゃなしに県議会議員が参加するのが少なくなっているよという意味合いのやつだったんじゃないですか。今、おそらくそうだと思います。県の会議の中での議員ということはですね。ですから、そこのほうが誤解されると町民の方もですね、困るかなと思って、終わった質問ではございますが、私のほうからお話をさせていただきました。

介護保険地域包括ケアシステム、これから紀北町、尾鷲市もですね、変わっていく、ございます。要支援1、2の方を対象として、訪問・通所サービス、そういったものの分野で新しい介護予防・日常生活支援事業総合事業ということが、29年4月から開始予定でござ

ざいます。その進捗状況でございますけど、今ですね、紀北広域連合を中心に、尾鷲市、各地域包括支援センターと共同でワーキンググループを作成して、月に2度訪問型・通所型サービス内容と単価の設定、それから受付窓口の対応方法について、協議をしているところでございます。

具体的には訪問型・通所型サービスとともに、現行相当のサービスと緩和した基準によるサービス、通所サービスAと呼んでおりますが、設定が必要となりますので、これらをですね、この夏頃までサービス内容、こういった原案をですね、つくっていききたいと、そのように伺っているところでございます。その原案を元に、各介護事業所、ケアマネージャーへの説明を、秋頃に行いまして、まとまった段階で年度内には住民の皆さんへの周知を実施すると、そのように伺っているところでございます。

市町で資源として活用できるものということなんですが、このサービスの中で、よく言われているのが、シルバー人材センター、ボランティア、そういったですね、社会資源のことが想定されておりますが、現、我々の尾鷲市、紀北町はですね、そのサービスの受け皿としてですね、どこまで活用できるかといいますと、なかなか確保されていないかと思えます。

そういったことからすると、スタートに向けてはですね、介護保険事業者、こういった方をですね、中心にやっぱりお願いしていかなければいけないのではないかと思います。特に緩和した基準サービスという観点でもですね、ただちにそこで地域が支えるとか、ただちに行きにくい状態ではないかなと思っております。

それから、今のがちょっと待ってくださいね、資源の活用。

次の在宅医療の話ですね、介護推進事業について、先ほど議員もおっしゃった団塊の世代、75歳以上、2025年、これをですね、見据えた上で、医療と介護の両立が必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをし続ける、これができるように地域における医療、介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要になると。そのために、尾鷲市・紀北町在宅医療介護連絡協議会と在宅医療・介護連携検討作業部会におきまして、地域の医療・介護サービス資源の把握に関することや、在宅医療・介護連携に関する相談支援に関することをはじめ、国が定める8つの事業項目について検討しているところでございます。

なかなかボリュームたっぷりなんで、すいませんね。次にですね、認知症総合推進事業の推進ということなんですが、これは各自治体認知症高齢者を、地域で支えるために必要

な早期診断を行う医療機関、介護サービス、見守り等の地域支援サービス等の状況を示すとともに、各年度における具体的な計画を定めるところでありまして、当町では平成30年4月1日からの運営に向けて進めているところでございます。

それから、紀北町の将来推計についてでございますが、認知症高齢者につきましては、厚生労働省の調査によれば、平成25年度推計でございます。軽度の認知機能障害を含め、65歳以上の約15%相当が該当するとされておりまして、紀北町では65歳以上人口、これを当てはめると6,781人に対しまして980人、それから、平成52年推計では、高齢者の約37%相当とされておりまして、紀北町では65歳以上人口5,321人に対しまして、軽度を含め1,960人、約でございます。と推定されているところでございます。

認知症サポーターの現状でございますが、これは平成20年12月から養成講座を開催しているところでございまして、27年度までに46回開催しておりまして、サポーター数は1,085名となっております。平成25年度からは小学生、中学生対象のキッズサポーター養成講座も開催しております。平成28年度では、小学校6校、開催を予定しているところでございます。

それから、認知症地域支援推進員の配置の現状ということでございますが、この方たちは認知症の施策につきまして、重要なポストでございます。役割といたしましては、認知症の方ができる限り住み慣れた、良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じ、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の方がその家族を支援する相談業務等を行います。推進員は保健師や看護師、社会福祉士等、国家資格を持った方が対象で、2日間の研修を経て推進員として認定されますが、紀北町では今年度8月頃、受講する予定でございます。

それから、生活支援コーディネーターの養成・協議体の設置ということで、ご質問いただきました。生活支援体制整備事業は、他の包括的支援事業と同様に、紀北広域連合管内において、平成30年4月に開始される予定でございます。その取り組みといたしましては、平成26年7月に、町、紀北広域連合、地域包括支援センター、社会福祉協議会を構成メンバーとして、前身となる検討部会が発足しておりまして、平成27年3月より生活支援サービス体制整備準備会に、名称が変更されまして、毎月1回、検討を重ねているところでございます。

昨年度の取り組みといたしましては、生活支援サービスの体制整備に向けまして、町内8地区で地域の高齢者の困りごとやニーズを聞き取りさせていただいておるところでござ

います。現在の取り組みといたしましては、地域で聞き取った困りごとやニーズの整理に加えまして、この地域にあった協議体の構造や役割・機能について検討しております。なお、生活支援コーディネーターにつきましては、社会福祉協議会に配置する方向となっており、具体的な検討をしているところでございます。

以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

#### **瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

私に言ってください。

#### **7番 近澤チヅル議員**

町長が、私が議員、県会議員のことを言っているのではないかという、私の質問に対して、ご助言があったんですけれども、それは反問権にあたるのではないかなと思います。私は、その内容について。

#### **瀧本攻議長**

ちょっと私がお答えします。町長はですね、県のことについては、じゃないかということでお答えしましたね。だから、それはお互いの認識の齟齬があるように思いますので、また、それは後でですね、答弁をするようにいたします。そうでしょう。

#### **7番 近澤チヅル議員**

はい。

#### **瀧本攻議長**

どうぞ。

#### **7番 近澤チヅル議員**

それでは、質問に入らせていただきます。たくさん地域包括ケアシステムで、市町の事業が増えて、大変な状況が町長の回答からも示されたと思います。今の職員の体制でどうなのか、どうかという不安もございまして、大変な事業をこれから市町としてもやっていたらなくてはならない。今日は時間もございまして、総合事業について中心にお話をさせていただきます、差し迫っておりますので。

準備も進めているということですが、やはり新予防事業ですね、4つの選択肢があるんですけれども、3月議会でも私、提案させていただきましたけれども、とりあえず総合支援の方ですね、現行以降、現状の行程だけで、サービスを開始し、そして、住民

の方とか、そういう担い手の方については、その後も準備を整えることができると思いますので、とりあえず現行のサービスを優先して、スタートしていただきたいと思いますが、いかがですか。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

議員もご承知のように、現行のサービスもですね、踏まえて枠が広がって、サービスA B C Dまでできますよと、チェックリストも使いながら、介護保険の介護認定以外でもできますよということなんで、現行のサービスはサービスとして、残るものは残ります。

#### **瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

残るのかどうかお伺いしたのではなく、4つの選択肢があるんですけど、とりあえず初めの現行サービスの移行だけで、スタートしてはどうなのか。実際に全国的には、とりあえずスタートにあたっては、現行サービスのみを実施している自治体もあります。桑名市とかも大変複雑な機構の中で、大変な状況があるという話も伺っておりますので、すっきりとする部分もですね、とりあえずは現行でスタートしていただきたい。そのことについて、無資格で安上がりの基準、緩和A型は実施しないよう、私は求めたいと思いますが、とりあえずですね。お伺いいたします。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

とりあえずということは、我々としてはこうやっていきたいという話なんです。そういう中で現行のサービスだけじゃなしに、これは利用者の方も利便になりますよと、単価も安くしてもらえますよという部分も含まれています。そういう中で担っていただくのが、誰かとか、改善すべきところは改善しなきゃいけないと思うんですが、現行のサービスだけというより、俗にいう買い物や掃除とか、そういうのは介護認定なければできないのかということは、サービスAによってできるとか、そういった有資格者じゃなくてもできるサービスも出てまいりますんで、我々としてはできることを組み入れながら、やっていきたいなと思いますんで、とりあえずそういう答弁で。

## 瀧本攻議長

近澤チヅル君。

### 7番 近澤チヅル議員

ガイドラインに沿ってですね、全体的に進めていきたいというお話でしたと思うんですけども、そうすることで町民の、利用者さんの利益につながるのかどうか、疑問もあります。実際ですね、今の現行の中でもですね、生活援助を受けている方、この間も実際に生活支援を受けて、掃除とかそういうこともお願いしている方がですね、もう高齢化で体の具合も悪いので、電球を変えてほしい、そういったんです。そうした場合ですね、それは今日の行程の中に入ってないから、別料金で後日来なくてはならない、そう言われたと、困っておりました。もう二度と言わない、お金もかかるしって言っていました。また、ある方は高齢化で旦那さんが、施設に入って、もう暖かくなったので、こたつを片付けたい、でも自分ではできないから掃除もしてもらっている、このこたつを片付けてほしいといったら、それはこの規格の中にはないので、後日また違う機会を捉えなくてはできない。そして、それにはお金がかかる。こういう大変、今の状況の中でもですね、介護保険、利用者さんにとっては使いづらいものがあります。

そういうことも本当の意味での地域の掘り起こしで、そういう方の意見も聞いて、本当の意味の自治体とかボランティアとか、皆さんの地域づくりに役立つものについてはですね、やっぱり時間をかけて検討して行っていただきたい。現状で皆さんが満足して、現状の中でも大変不便なものがございます。本当の意味の地域支援体制、そして、皆さんが喜ぶ介護保険に改善されるよう、何よりも求めて安易に、ガイドラインに沿った選択はしないよう、私は求めたいと思います。

また、チェックリストについても、まあ時間がないので、なかなか桑名でも実質年齢が多いのに、介護認定された方が少なくなったという結果も出ております。慎重にまずは認定される、チェックリストで資格のない方が、あなたはチェックリストっていうんじゃないくて、まず介護を利用したい人は認定を受けて、それから外れた人が、チェックリストを受ける。そういう体制で進んでいただきたい。そのことを申し上げます。

最後にご答弁をお願いいたします。

## 瀧本攻議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

今ね、近澤議員はマイナス面ばかりをおっしゃったように、私は聞きましたね。そういったことも、どういう制度かということを担当課長から、まず答弁いたさせます。

#### **瀧本攻議長**

堀福祉保健課長。

#### **堀秀俊福祉保健課長。**

お答えさせていただきます。近澤議員、いろんなご心配をお持ちだと思うんですが、基本的にですね、改悪するような内容ではございません。訪問ですとか、通所サービスにつきまして、現在のサービスのままが必要な方には、その方にそのサービスを残して、それじゃなくて、先ほどいろいろな今の現状でも、いろいろなサービス上の問題があると言われてました、一例あげられたものもあったと思うんですが、逆にそういうですね、軽微なものについてのですね、シフトというのがサービスAと申しますが、サービスAと申しますのは、先ほど近澤議員が4つぐらいのパターンがあるという、A B C Dとございまして、そのAというのが、介護事業者の中で緩和な基準でもってやってもらうサービスということであります。

それから、Bとなりますのが、ボランティアですとか、そういった方がやってもらう、もう本当に相談とか、ごく軽微な、さらに軽微なスタイルになるわけなんですけど、今回は広域連合、1市2町で広域連合を通じて検討しておりますのは、そのサービスAということで、今、事業者がやってもらっている中で、その要支援の部分でいきますと、介護が必ずしもいる、いらぬのに介護がいる、介護認定された方と同じようなスタイルで、そのサービスが設定されているということがございましたので、今度の改正というか、ガイドラインで示されているのは、そこを実態にあわせて、もう少し細分化して、それで、金額的にも利用者にとっては、少ない金額で細分化されたサービスを選べるようにということです。それでその全体はですね、介護保険から外れていくということじゃなくて、その地域支援事業、新しい総合事業も含め介護保険の中で、支払いそのものはされますので、これまでとよく、むしろいろいろな選択肢ができてですね、そういう部分だけで捉えると、よくなるのではないかという気がしております。

それから、なおかつ、包括支援のほう、もっと進めて、平成30年ぐらいからやらなければならないことにつきましてですね、もっと先ほど言われましたように、大変です。いろんなことがあります。それから、ボランティアですとか、いろいろなコーディネーターとか、そんな設置をしながら、とにかくですね、まずは訪問や通所のところのサービスを

固めた上でですね、そういったところへ入っていくというつもりであります。

他市町で、長くなりますが、他市町ですね、まず現行のままの移行したと。形を給付から新しい総合事業に変えただけで、ガイドラインは何も触れてないところがあるというご意見でございましたが、確かにそんなところもございます。ただ、そういうところについてはですね、取り急ぎそうして、また受け皿を整理してという、2段階のことを考えられているんだと思います。ただ、そして遅らせることによってですね、全体のもっと本来一番大事となってくる包括の部分の影響も出てきますし、できるだけ早くですね、改悪するわけでは全然ありませんので、その部分については我々も非常に、大変であります、ガイドラインで示された期限ギリギリにはなりますが、29年4月までにですね、何とか今、一生懸命やっております。対象者にとって決して悪くなるようなものではございませんので、これははっきり言えますので、ご理解をいただきたいと思います。長くなりましたが、以上です。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

新しい総合事業、議員がね、今おっしゃっていただいた部分もですね、十分と踏まえまして、利用者のためにですね、しっかりとした制度になるように、我々としては議員のご指摘も踏まえてですね、しっかりと対応していきたいと、そのように思います。

**瀧本攻議長**

これで、近澤チヅル君の質問を終わります。

---

**瀧本攻議長**

ここで、暫時休憩をいたします。10時50分まで休憩といたします。

(午前 10時 35分)

---

**瀧本攻議長**

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 50分)

---

**瀧本攻議長**

8番 入江康仁君の発言を許します。

8番 入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

議長の許可をいただきましたので、6月議会による一般質問をさせていただきます。

今回は大きく分けて2つの質問をいたしたいと思います。

1つ目は、町内の民間業者を利用した、新しい交通システムの構築についてと、2つ目は、紀北町自治会連合会への町の関わりについての2点でございます。

まず1点目の町内の民間事業者を利用した新しい交通システムの構築についてでございますが、町長、この私は今のですね、いこかバスと三重交通バスの運行時間の間の空白時刻にですね、新しい民間事業者を利用した交通システムを構築できないかという考えを持っておるんですけど、町長、今回のいこかバスにしろ、三重交通のね、利用することに対して、特に三重交通に関しては、町からもいろいろな路線に対する補助金を出しております。その私は、今現在その補助金、また、いこかバスの助成金等に対してですね、本当にそれだけの予算に見合った運行がなされておるかという疑問があります。

その中でですね、町長、今まで、いこかバスも議会でもいろいろ実行するまでには、議会においても、いろいろな意見等も議員の中から出た上での実行になったと思うんですけど、今、実行してから、やはりこれ現在、見ておってもですね、やはり利用者がちょっと少ない。また、いろいろな今、実行している中での諸問題的なものが、今、皆メリット、デメリットに対して、いろいろなものの結果が、今、出てきておるような時期になっていると思うんですね。

その中で、町長、その空白時間のこの運行ですね、いこかバス、三重交通に連携した、いこかバスの時刻とか、いろいろあると思うんですけど、そういう中での、また新しい考え方、どのようにしたら利用が増えるかというところなんですけど、町長として今どのような感触を持っているか、町長のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それではですね、入江議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずその前に、いこかバスとか三重交通のバスについて、少しお話をさせていただきたいと思います。町内を運行している路線バスにつきましては、三重交通株式会社が運行する尾鷲長島線、島勝線と、町が三重交通株式会社に委託して運行している、廃止代替バスの河合線、自主運行バスのいこかバス、これがございます。尾鷲長島線及び島勝線は、利用者が年々減少し厳しい経営状況が続いておりますが、国、県、町から地域間幹線系統確保維持費補助金というものがございまして、それを受けて運行を続けていただいております。

一方、河合線は、年間4,700人、いこかバスは、年間約3,100人の方々に、利用をいただいております。現状において、基本としている町内の公共交通確保の考え方は、幹線は三重交通株式会社様に運行をお願いいたしておりますし、その他の公共交通空白地域を町が担うこととしておりますが、議員ご指摘のように、この今のシステムがですね、全てを補完しているかということにはございませんので、これからもですね、公共交通システム、これはですね、しっかりとこれからも公共交通会議の中でも議論しながら、進めていきたいと思っております。

これはですね、補助金の問題も申し上げましたが、国県が関わる補助金というのは、その要件がございまして、それに合わないと、そういう補助金が出ませんので、そこら辺はご理解いただきたいなと思います。

## **瀧本攻議長**

8番 入江康仁君。

## **8番 入江康仁議員**

今、町長が言われた補助金等に関しては、国または県とのいろいろな制度的なものがあるかと思うんですね。その中での今まで、それを中心にいろんな交通システムを考えてきたと思います。しかしね、私それがうまいこと動いてない、補助金が出るのはありがたいし、その制度は必要やないかと思えます。そやけど、そのやっぱね、紀北町に合わないような交通システムをつくっても、私はいくら補助金が出ても意味がない。やはり紀北町には、紀北町の合ったですね、いろいろな交通システムを、白紙の状態から私は考えていきたいと、今、思っておるんです。

要は、それに対しては今の先ほど町長、河合線の利用者は年間4,700名と言いましたが、本当に4,700人おるのかなと。たぶんこれはいつのデータか知らんけど、私はないように思

うんですね。それで、その中でいろいろな形の中で、私は考えておるのは、その河合線に対してそうだし、透析で尾鷲まで行っている方々もおります。

それで、島勝線の諸問題もあると思います。しかし、その中でね、今、町から助成を出しておるのは、だいたい三交に1,500万、1,600万円でなかったかな、そして、それともう1点は、三交はいろいろな形の中で、尾鷲からも助成もろとるのかな、三重県も。3つからもろとると思うんですね。私は、今回これを新しい紀北町に合った交通システムを構築するにあたって、地元業者もまた、雇用も促進するし、それで、またシャトルバスのような、ある程度の今、昼までに1便か、その地域ですね、1便か2便かの時刻表の中でやっておるような運行状態ですけど、私はシャトル的に回ってですね、1時間ぐらいやったら、だいたい町内を回れると、海山と2区間に分けてね。海山と紀伊長島では、河合からぐるっと回って、志子、そして、駅前まで来るのに、だいたい1時間弱もかからんと思うんですね。

そういうような形の中でのシャトルバスのような、提案もしたいんです。そして、私はこれ今日、質問するのは、あくまでもこれは僕の考えであって、提案です、町長。それで、私は期待したいのは、やはり、前々から私は言っておる、町の職員というのは、地域の頭脳集団だと。その地域の頭脳集団の、ガンと集まった、国でいうたら官僚、官僚たちがですね、やはり、みんな協力し合って、1つの企画を中心にした、あれをつくってですね、交通システムを考えていただきたい。これは今日の質問は、今日、言って、今日、解決するもんじゃありません。

私も来年の4月1日ぐらいからの実施できるか、できないかということに絞って、9月、12月もやっていきたいと思うんです。その中で、今、提案している要望に対しての進捗状況もわかってくると思うんですね。ただ1つ、1点はその利用する方々にも、私はお願いしたい。町行政になんでも求めるんじゃなくて、利用する高齢者の方々もですね、いろいろな利用する方々が、一番よくわかるんです。メリット、デメリットは。そういうことの中の意見等も、その地域ぐるみの高齢者、利用するバスの利用する方々との連携ですね、そういうようなことも、私は町民の皆さん、高齢者の方々にも要望しておきたい。

そういう中においてですね、1つの調査として、地区またはその地域において、そのいこかバス、三交バスを、どれぐらいの地区において、利用しているかということと、時間帯と、これを、自治会もまた協力をいたします。そういうような利用する把握を、先にやっていただいて、そして、ある程度の人数と、そのシャトル的な時刻表、今の時刻表とい

うのは、あくまでも三交バスか、駅の、買い物、駅、汽車と、それで三交バスの幹線に対する、つなぎの時刻表でやっておると思う。そうじゃなくて、やっぱり昼間では、4、5便、ぐるぐる、ぐるぐる回っておると、回っていると、いつでも乗れるなど思ったら、これからね、また利用する方がどんどん増えてくると思うんです。

今は、昼までに1便か2便、まあ遅れたらないなという諦めから利用しない人もたくさんおると思うんですけど、町長、またそういうところのですね、調査をしていただいて、詰めていきたいと思いますが、どうでしょうか。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

議員おっしゃる意味合いは、よくわかりますし、我々もですね、先ほど答弁させていただきましたように、全ての利用者がですね、満足しているという解はありません、現時点で。そういう意味でですね、ただ、我々がこのいこかバスを、まず考えた時のお話を、少しだけさせてください。

余所の地区でも、ぐるぐる、ぐるぐる回っているバスがございます。それなら、そういう制度を受けてですね、検討させていただきました。しかし、他の地域でも、空気が、先ほど利用者の問題を言われた、走っておるだけやなど、空気を乗せてという意見もありまして、我々としては、買い物と通院に絞ってですね、そういう頻度に合わせた運行を、今、させていただいております。

これは、あくまでも一部地域、一部の方でございますので、これらをですね、公共交通システムとしては、もっともっと充実させなければいけないということがございまして、それは議員おっしゃるように、これから1年ですね、また、再度勉強しなおしてやっていきたいと思っております。そういう意味では、これからまだ改善の余地はあるのではないかと思います。いろいろと検討は担当課としてしているところでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

それと、先ほどおっしゃった補助金等の数値につきましては、担当課長のほうから答弁いたさせます。

#### **瀧本攻議長**

中場企画課長。

#### **中場幹企画課長**

補助金等につきまして、ご説明をさせていただきます。三重交通の尾鷲長島線、島勝線に対します地域間幹線系統確保維持費補助金というのがございまして、金額で言いますと、国及び県のほうから1,785万円、これが平成28年度の予算の計上時の計算でございます。それプラス紀北町のほうから447万8,000円を予定しております。それと、先ほど言われました尾鷲市からもですね、尾鷲も一部走っておりますので、その分として110万円ほどの補助金が出ているというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

## 瀧本攻議長

## 瀧本攻議長

入江康仁君。

## 8番 入江康仁議員

その補助金等ですけど、あくまでも今のシステムの中の運行でしか、その補助金が出ないのか。ようは僕はこの補助金でね、これ約2,200万、2,300万円になる、全体でね。その中で私は、本当に紀北町に合った、紀北町の皆さんが本当に喜ぶ、また使いやすいシステムの交通システムを、これ2,200万、2,300万円ではできない。しかし、それは町長の町民を重視した目線、町民目線の行政の中では、これプラス1,000万円足してもですね、十分に私は生きてくるんじゃないかなと。だから、この今の補助金をね、三交バスだけではなくて、もう1回白紙に戻した状態で、こういう補助金をとれないか。今回もいろいろな話の中では、陸運局のつながりね、三交バスとのつながり、いろんなことがあって、今の交通システムをつくったわけで、補助金等もあって、つくったと思うんですけど、そういうことを私は今回、提案しとるのは、白紙に戻した紀北町の、紀北町民のための、紀北町だけの交通システムというのをね、余所がやっているからどうということじゃなくて、新しい今度は発信地となって、やっていくような、紀北町の交通システムができないかということをお願いしておるんですね。

そののところがいろいろな先ほど言った、だから、地域または地区の利用者の調査、透析に通っておる方々の、この透析の方々の調査に対してもですよ、また、尾鷲の市民病院へ通っている、尾鷲市民病院の時間帯とか、いろんなことも、またなってくると思うんですね。

それで、とにかく長島、海山の透析者の把握ですよ、実際ね。それで、時間帯がどんなものになっているかと。それで、だから透析ルートもきちんとして、尾鷲病院との時間

帯ですね、受け入れの時間帯も調整しながらという、いろんなもんが、残っているんですけどね、問題として。やはり、それを一つひとつクリアしていかな、新しい交通システムができないと思うんですが、どうでしょうか。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

議員おっしゃるのは、もちろん、それぞれのね、考え方をしなければいけない。ただ、1点ですね、当町の路線は儲かる路線ではございません。結局、今、補助金のお話をさせていただいたんですけど、補助金とほぼ同額の金が、三重交通、赤字でもっていただいております。それは公共交通を守るという観点からですね、三重交通は赤字を出しながら、走らせていただいているということなんで、そのところもご理解いただきたいと思ますし、我々としてもそういった中、三重交通の赤字まで出していただいて、公共交通を守っていただいているということも踏まえてですね、やっていかなければいけないと思ますんで、そういったものは、そういったもので大切にしながら、今、言われた、その恩恵を受けてない方もいらっしゃるのも事実です。

ですから、事業者として、いこかバスが走ることによって、タクシーやそういったものが減ったということもあろうかと思ます。そういったものも踏まえてですね、いろいろと全体的なバランスを考えてやっていきたいなと思ますし、透析の人はですね、通院の補助というものを、紀北町もですね、わずかながらですが、出ささせていただいております。28年度で約260万ほど、出ささせていただいておって、尾鷲病院の通院補助という形で、それとは、今の公共交通システムとは別個のところ、対応もさせていただいているところがございますので、ご理解をいただきたいと思ます。

#### **瀧本攻議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

民間のですね、今の町長、三重交通が赤字覚悟でやってくれているという指摘をしたんですが、町長、それはね、あくまでも赤字になったら、赤字になったら、その中身までわかってないと思う。ただ赤字ですけどという程度の話やと思うんです。それで、要はね、三重交通さんも、これ三重県ではですよ、路線に関しては本当に1業者の、いうたら路線が、三重県は許可がおりなかったわけですよ、その路線バスに対して、他企業ではね。他

の企業に対しては。それぐらい三重交通は、地域に、当時は貢献したし、それは最優秀企業でもございました。利益もすばらしい、ものすごく出ていた経緯もあります。

だけど、赤字になったからといって、補助金をもらっとるんですから、町長。中身を1回精査して、そんならこの路線はいくらの赤字になるんだと。また、仮にですよ、河合路線に対してはいくらだと。じゃあそんなには、これだけの助成をもらとるったら、補助金をもらたらないと思います。

だから、その企業のね、中までの赤字路線を、赤字だということまでの追求は別としてね、町長、要は新しい紀北町にあった、交通システムのあれを、一回考えていただけないかということで、課題として、いろんな調査に対しては、することはあるだろうということで、質問させていただいたわけです。

それで、今回これの9月、12月とまたやるので、来年度に対しては、1つの形をとるように私もいろんな調査して、頑張りますんで、町長。1つの懸案として、1回受け止めていただきたいと思います。それで、また企画課もご苦労やけど、よろしくちょっとお願いしたいと思いますが、どうですか。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

議員ね、運送関係のことをやっていますんで、よくご存知と思います。許認可の問題についてはですね、大変乗合と乗用というんですか、そういうものとか、いろいろ厳しい基準があるように伺っています。ただですね、議員おっしゃるように、この公共交通システムが完全に機能しているわけではございませんので、いろいろな老人会や自治会との皆さんともですね、話し合いをしながら、どうすれば、そういった公共の交通空白地帯をですね、クリアできるのか。それから、いろいろな方、免許をお持ちでない方なんか、どう手当していけばいいのか。これらはですね、研究していきたいと思いますので、しっかり議員の皆さんとともに研究をしていきたいと、そのように思います。

#### **瀧本攻議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

1点だけちょっと言い忘れたんで、町長。要はこのね、私の考えておる紀北町の交通システムの構築は、あくまでも先ほどから、前もこの、いこかバス、いろいろ補助金のとき

問題になったと思うんですけど、無料で、お金をとるから路線も必要になるし、陸運局の許可等も必要になってくると。そやで、無料でね、僕は無料でした、無料の中の補助金と、今度は。要は行政がやる中でのね、あれで、1つないかと、そういう補助金がないかということも、ちょっと頭に、考慮に入れて探してほしいんですよ。そういうところも要望しておきたいと思い、よろしくお願いします。

次に、2つ目でございます。合併を10周年、去年迎えて、新しい11年目を迎えてやっておるわけです。それで、この4月1日にはですね、自治区も廃止されて、本当に新しい紀北町の出発点かなと、これからの紀北町の出発点かなと思っております。その中で、私は一番大事なのは、やはり自治会、紀北町自治会連合会の役割、また、海山自治会、紀伊長島自治会の大きな自治会の役割が、大きくなってきた。また、責任もそれに伴ってあるんじゃないかなと思っております。

そういう中で、今回もですね、私ども紀伊長島の総会の時にも、やはり活動したくても、やはり予算が少ないというようなことの中で、確かにこの自治会に対する予算は、年々減ってきておると思います。去年、県からの配布のほうも減額でしょう。県の広報紙やっとなったのは、1つは減額ですよ、これ、1つ。そういうような中での、いろんな形の中で、町の私は減額だけを言っとるんじゃない。減額ではない、町の予算だけを言っとるんじゃないくて、そういうとこの減った分の補てん的なもんは、町でできないかと。それで、やはり50万、60万円ですわ、両地区50万、60万円ずつの予算なんですよ。

それで、連合会も50、60万円やったかな、それをですね、だいたい本当に私は、自分はこう感じて、関係して感じて、100万円ぐらいのものがいるんじゃないかなと、私は町長、この今ですね、紀北町のこれからの紀北町を考えるにあたっては、やはり海山と長島の一本化というのが、一番大事なことやと思うんです。この10年間、やはり海山区、紀伊長島区と自治区はあったけど、あったけど、やはり1つになったなという実感が湧いてこない。町長自身はどのように感じておりますか、その点、ちょっとお聞かせください。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

まず自治会連合会、特にですね、今、予算のこともおっしゃったと思いますが、自治会連合会自体ですね、我々にとっては本当に重要なパートナーでございまして、いろいろなこと、こちらからもご無理を申し上げておることもございますんで、我々といたしまして

はですね、自治会連合会、本当に活動にしてはですね、地域振興や防犯、防災、健康づくり、環境美化、青少年の健全とかですね、いろいろなことに関わっていただいておりますんで、自治会連合会なくしてですね、町行政はなかなか住民との接点をですね、うまくとっていけないと思うほど、自治会連合会の重要性はよくわかっております。

そういった中で、まず基本的な補助金という観点からしますとですね、ただ漠然と金額を上げるとするのは、なかなか難しいんで、例えば自治連合会の活動をこうしていきたい、こういう前向きな提案とですね、あとの提案の後の決算をですね、しっかりとやっていただくことによって、我々としても補助金の理由付けの理由になろうかと思っておりますんで、そういうものはですね、今後も自主防災会とも、いろいろと研究しながらですね、そういったものは取り組んでいきたいなと思っております。

ただ、今この場でですね、少ないから上げるとかいうものではなく、こういうことをやりたいんで、こうなんやというような提案をいただくのが、先かなと思っております。活動に不自由をもたらしていることについてはですね、厚くお詫びを申し上げます。

#### **瀧本攻議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

いろいろな事業計画の中からのどうだという、その予算に割り当てる、あれを、こう町長は要望しとるんですけど、私はね、やはり海山、紀伊長島の町民が一体化になるということは、段階を経てね、一発にすぐになんかあったからと、できないと思うんです。要は、人と人のコミュニケーションの中で、私は一本化を図っていくべきだと思います。やはり地域も文化も違うところがある。それでまた、職業に対しては地場産業に対しては、よく似た地域です。そやけど、私は段階で、今回、自治会、先ほど自主防災会も言われたけど、自主防災会でもいいんですよ。自主防災会は、自主防災会の中で、コミュニケーションを図れる場所ですね、場ですね、そういう場所づくりもやらなけりゃならない。やはり四角四面の会議とか、いろんな形の上では、なかなか私は一本化できないと思う。

やはりいろんな話の中でもね、場を外して、また一杯、飲み会をしながら、いろいろなことの話をして、やはり人間というのは、コミュニケーションを図りながら、1つになっていくんだと思うんですけど、これからは、今の自治会もそうですけど、なかなかそういう場はないんです。それで、今の中でね、一本化図るっていったら、私はそこから1回、私はいきたいなと。要は、今回でも私1つの例としてですね、今まではいろいろな形の行

事、また、研修、視察に対しては、いろいろな人々の、方々ですね、批判的なものがあるって、四角四面の中で、行くには帰りまで、もうバスの中の研修やということで、いろいろありました。

しかし、私は今回、紀伊長島の研修視察だったんですけど、僕も本当に荷坂トンネルを越したら、こっから皆さんやってくださいと、コミュニケーションは、バスの中のコミュニケーションというのは、一番いいんだと。それで、話もはずむと。それも、これも1つの目的だということで、責任は僕がとるから、どうぞやってくださいということになった。今まではそんななかった。それぐらい、やはりね、皆さんとの心を打ち明けようという、その場所づくりも上のリーダー的なものの存在によって、大きなものが出てくると思うんですよ。

そういうことの中で、町長、やはり場ですね、また場所づくりの中での、やはり今の私は、紀北町の自治会の中での四角四面の中では、なかなか一本化できない。そういうためにはやっぱりコミュニケーションを図れる、いろんな事業を企画して、やっていきたい。そういうところの中で、また町長、先ほど言われたように、何度も出せないというね、ただないから出せないという、町長の立場で言われたことは、よく理解できます。

しかし、指摘されたところは事業計画に、こうやって今度あげますんで、そのところはまたよろしく願いいたしたいと思いますが、どうでしょうか。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

コミュニケーションのとり方ということではですね、議員、今年27年度ですね、27年か、もてなし大作戦、サミットのやっていただきました。あれは紀北町としてやっていただいて、本当にコミュニケーション、紀北町としての活動ではないかなと思ったところがございますんで、コミュニケーションのとり方にはですね、いろいろと形があろうかと思えます。その中で今、飲食等につきましてもですね、一定の部分と、公費の出しやすい部分、出せる部分と、出せない部分というのがございます。

そういうところのすみ分けをしたようなですね、事業計画等を出していただければ、それなりの事業計画に合わせた予算の作り方もできると思いますが、なんでもかんでもということではですね、他の団体等のこともございますんで、ここはご理解いただきたいなと思います。ですから、その事業計画を出していただく中で、どういう形の補助金にするか、

少ないのか多いのか、そういう議論もさせていただきたいと思います。

いずれにしろですね、自治連合会のほうから、そういう改善を求めることがあれば、我々としても一考する必要はあろうかと思えます。ただその線引きだけは、必要かなと思います。

#### **瀧本攻議長**

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

町長、線引きも確かに必要です、それは。それは十分町長の立場もわかって、私も質問しているんで、要は補助金に関してはね、以前からもスポーツ協会、いろんな文化協会等に対する補助金は少ないということも、私、指摘してきました。その中でやはり、そのそんなら今のその10万円、20万円単位のあれをするんだったら、もっとそんなら無駄遣いをなくせよと言いたいことも一杯ある。そやけども、それは今日はあえて言わないけど、言わないけど、やっぱり住民目線の、私は町長のね、住民目線の、その施策に協賛しとるわけやから、10万円、20万円のもんは簡単に、町長付けられますよということを、私は思っとるわけなんで、自治会だけじゃないですよ、ただ、自治会を中心にした、いろいろなやはり協会に対しても、やはりコミュニケーション、いろいろな1つになっていこうと思うと、いろいろな事業がまた、必要となってくると思えます。

とにかく早く一本化になって、新しい紀北町のね、一本化をめざして、自治会も頑張っていきますんで、これからしっかりした町長の出しやすい予算を、また、出しますんで、事業計画を。よろしくお願いいたしたいと思えます。要望でね、あります。

最後になりますけど、交通システムの構築、これは今、終わった。今から始まるんですから、よろしくちょっとお願いいたしたいと思えます。答弁だけちょっと、やるだけ聞いて。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

今、2点目、公共交通システムにつきましても、そうですし、自治会連合会との町の関わり方、そういったものもですね、十分前向きに検討してまいります。

#### **8番 入江康仁議員**

それじゃ終わります。

**瀧本攻議長**

これで、入江康仁君の質問を終わります。

---

**瀧本攻議長**

ここで11時35分まで、35分まで休憩します。

(午前 11時 23分)

---

**瀧本攻議長**

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 35分)

---

**瀧本攻議長**

12番 東篤布君の発言を許します。

東篤布君。

**12番 東篤布議員**

平成28年6月定例会、議長の許可を得まして、3点ほど町長に、また各課長に要望、お願い等をさせていただきたいと思います。

まず、1番目は、河川の工事残土の有効利用と書いてございます。今、過去の災害です、河川に非常にたくさんの土石流、もしくは砂利が溜まっておって、砂利協会だけでは撤去しきれないということで、県に予算を出していただいて、採っておるわけでございます。

ここです、3点、いわゆる有効な資源を町で、何とか活用できないかと、町有地という問題と。

2番、まちづくりの活用方法、これはよく似たことなんで、どういうこと、後で説明しますけども、活用方法、例えばね、町の土地でなくても、民の土地であっても、個人で埋立するということになると、造成するということになると、非常に農振法の枠があったり、いろいろございます。でも、将来、その土地を嵩上げするなりしておけば、例えば長島

駅の裏手なんかは、広い農地があるんですけども、それを宅地にするという意味じゃないですよ。今、こういう時に、残土を利用して高くしておいて、また一旦農地にしておけば、将来また駅裏を開発していく時に、役立つんじゃないかという点であったり、平成16年災害時に、大きな転石等も流れてきた時に、当時、建設課の方に言ってですね、将来、萩原川であったり、内頭川であったり、河川の補修がある時には、ただコンクリートで貼るのではなくて、自然石でね、河川を公園化していったらどうだと。それで、今、かなりの量が町有地に置いてございます。そのようなことも考えての、活用方法と書いてございます。

3点目が、砂利協会と連携して、資源を有効にできないかと。砂利協会と連携するというのは、どういうことなんだと思われるかと思えますけれども、30年ほど前に、三重県の補助金をいただきまして、この辺の、この地域の、尾鷲、海山、長島の埋没しておる資源量を、コンサルを頼んで三重県が調査したことがございました。

非常に将来の資源が心配であると、建設材料ですね、元となる骨材が枯渇しておるといふ調査をしたことがございました。今回たまたま大きな災害があつて、河床高が上がっておりますけれども、いつまでもこれが資源があるわけでもないものですから、これを何とか有効にできないか。例えば今の熊野の熊野川ですね、和歌山県でいう新宮川なんですけれども、あれは国土交通省の仕事なんで、何百万立米という土石流を採っています。でも、これは資源であるから、いったんどっかに堆積しようということになりまして、いわゆる河川敷内に、これは県の土地であったり、国交省の土地であったり、そういうところがあるんですけども、そこに一旦運び込んで、それを業者が必要な時に、業者に販売してこうと、こういうふうなシステムをとっておるわけです。

例えば町有地が、また町有地だけではないんです。個人の自治会の土地でもよし、個人の土地でもいいんですけど、それを町が斡旋してすることによって、長い将来までにですね、資源を確保することができる。こういう意味も含めて、申し上げておるわけでございます。そうすることによって、県にも最終量、例えば、今、100万立米の土石流を採りなさい、100万立米の予算を協会としても出して、そして、それが10年、20年経てば、投資は生きてきますよ。

でも、一気にそれだけの予算がないわけですね。だから、三重県としても今、捨て場に困っております。置き場所に困っております。それを何とかできないか。この3つを加味したらどうでしょうかねという話を、この前、土木部長ともしてきたんですけども、是

非、町の協力がほしい。また、民の協力が欲しいということでございますので、今ひとつある区ですね、区の持っている土地があるんで、そこに置いておいて、必要な時に協会さん使ったらどうやと、その代わり区に対してはね、いくらかの置き賃をくださいよと。砂利協会としたら何ら問題ないわけです。一気に何百万買え、何十万買えというのは大変なんです。

でも必要な時に、必要なお金を出して、購入するということは可能だと。こうすることによって、県も無駄ないわゆる土石流を採る予算を出す必要もなくなるわけですし、この点も考慮していただきたい。後で答えていただいて結構ですから。

じゃあ2番目、災害に強いまちづくりについて、当然、現町長はですね、避難タワーであったり、避難ビルであったり、やっけていただいております。非常にありがたいことで、感謝しておるんですが、ただ、地元ですね、町を歩いてみますと、非常に密集地が多い。特に長島浦、昔の長島浦ね、今の長島というところなんですけども、救急車も非常に入るところがない。救急車も消防車も入れない通路がたくさんございます。それが避難路になっておるのが現状なんです。

隣の町の例にあげるわけではないんですけれども、やはり避難路の確保、例えば塀が倒れてきやせんかとかね、一番中央防災会議の先生方と、三重県の生物資源学科の先生方と、三重県危機管理局やったかな、のほうで予算を出して、合併前の紀伊長島の密集地域の安全なまちづくり、災害に強いまちづくりということで、検討した時にですね、一番問題となったのが、この密集地域の避難路、何が問題になったかということ、電柱なんです、塀なんです。これが倒れてきたら、もう車どころか、人が通れなくなってしまいます。

だから、今、大紀町ではこの個人の塀であっても、ちょっと補修しませんかと、ちょっと補助金も出しますよ、こういった方法で、塀も直してございます。この点も少し考慮してほしいなということですね。

それと、一番に飲み水と防火用水と書いてございますけれども、この飲み水のことなんですけれども、災害になると、特に三戸なんかのね、簡易水道のところは濁ります。それでまた、今、長島エリアは、海山もそうですけども、ループ式になっておって、どこかで断線しても、直ぐに各家庭に水が流れるようになっておるんです。ただ、水が濁った場合、いわゆるよくありますね、平成16年でもそうでしたけども、この濁り水をいかに早くとるかということが問題なんです。

これは当時の紀伊長島町時代は、水道管の末端で水を流すんです、水が澄むまで。でも、

枝の水道管はきれいになるのが、なかなか時間がかかる。その時にお手伝いに来てくださいました四日市市さんはですね、どうされておるんですかというお尋ねしたところ、四日市は全家庭にですね、水道を出してもらうんだと。その時の水道料金はとらないんだと。そのシステムをとりませんか、当時の町長に申し上げたんですけども、なかなかそれが受け入れられなかった。

こういうことは、津波が来なくても、多々あることなので、こういったものの考え方に切り換えてもらえないかなというところを、要望しておきたい、こう思います。そうすればね、2日も3日もかかる汚れが、数時間で1日でとれてしまう、こういうことでございます。

2番目の密集地の避難路の確保は、先ほど言った電柱、塀、これが問題であるね。あそこの塀はどうか、腐っておる、私ら逃げようと思っても逃げられん。それで、何とかすりやええのになんてね、古い塀の人と仲が悪くなってしまうこともあるわけです。だから、そこでちょっと町が手を貸してね、予算を出してあげれば、直すことが可能でないかな。また、そうしておくことが、町の義務ではないかなと考えております。

最終避難路のことなんですけれども、これは数が多いほどいいんじゃないかなと思います。以前、前者の議員にも、町長お答えになっておられましたけれども、今、実際に東北ほどではないにしても、某かの津波が来ますと、いったん一次避難しなければなりません。今、両区の小中学校を見ていまして、最終避難場所となるには、ちょっと低いかなと。そこで、いわゆる長島区にあるところの赤羽エリアに行くしかない。赤羽の皆さんが十分避難するだけのスペースはあるんですけれども、本当にこの紀伊長島区の皆さん全員が避難してきた場合に、教室も使い、体育館を使っても、どうなのかな。

でも、いまさら紀北中学を高くあげてくださいというわけにはいきませんので、例えば民間の土地であっても、山であっても、少しのスペースがあれば、仮設テントが建てられるね。水さえあればいいんですから、そういう民間の方々の協力もいただきながら、いわゆる最終避難場所、仮設住宅であり、テントを建てれるところを確保していこう。それを探していこうというものの考え方をとっていただきたい、こう思います。

それと、ついでになってしまいますけれども、避難訓練よくやられますね、危機管理の皆さん。僕はいつも、前から言っておるんですけど、未だに改善されない。何がされないかという、防災訓練しますよ、何名集まったか、どのエリアは何名集まったかと、この報告で終わりなんです。そうじゃないんです、その時に何が起こっておるかという、や

やはり高齢者で、自分で逃げることのできない皆さんは、寂しい思いをするんですね。やはり、今回の防災訓練にも参加できなかった。できないです、車椅子では行けない、寝たきり老人では行けない。だから、せめてその地域の、いわゆる何ていんでしょうか、要介護者のところに、誰かが行って声をかける。今日は防災訓練なんです、おばあちゃん一緒に行きませんか、なんなら乳母車で、リヤカーで連れていきますよみたいなね、その声をかけていただだけでも、私は見捨てられていないんだという安心感が持てると思うんです。

そして、最終チェックの時には、その地域のいわゆる要介護者という方々が、何名来られてないか。来られない方々のチェックから始まって、そして、お声がけはしてきたかどうかというチェックして、そして、今、最終的に何人おるのかというチェックをしていかないと、こういう癖をつけておかないと、いざとなった時には、この場所にいない人を探す。探してからその中で要介護者を探す、手遅れになってしまうんですね。

ですから、そういったおもいやりのある避難訓練をしていただきたいかなと、こう思います。2番につきましては、これで終わります。

3番、安心、ゆたかな老後とは。1つ、安心して老いる町とは、どういう町なのか。安心して暮らせる町とは、どういう町なんだろう。安心して過ごせるためには、ハウマッチ、いくら必要なのか。ちょっと学が出てしまいましたね。英語でしゃべってしまいました。ハウマッチ、これちょっといろんな、夜遊びに行った時に言うんですよ、ハウマッチって、余談ですけども。

そこでね、私は思うんです。安心、ゆたかな老後とは、これはね、個人個人の物の考え方、受け止め方じゃないかなと。僕は本当に今の日本は、世界各地で紛争も起こっておりますね。いろんな貧富の格差の激しい国もございます。本当に日本は幸せだなと、こう思っております。私自身はですよ。

でも、皆さんがそういう世界の中で日本は幸せだから、それでいいんだ。それもいいんですけども、今ひとつ、もう一つ老後の皆さんに安心していただけるには、どうなのかなという点なんです。いわゆる将来、子どもたちが、余所に出ていった。おじいちゃんとおばあちゃんが残ると、そういう時にはこういうシステムがあるんですよ。相方さんが亡くなった、1人になった。でも、その時にはこういうふうなシステムがあるんですよみたいなね、いいじゃないですか、高齢者だけの出会い系コンパみたいなね、それはそういう場づくりをやっていく。

そしてね、最後、これ町長、僕の言いたいのはこれなんですけどね、安心して過ごせる

ためにはいくらいるのか。年金生活の皆さんが入れる施設が、どこにあるのか。結論、答えからいいます、町長、町営住宅を町営でやり続けるんだと。町長の以前にもそのように発言していただきましたけれどもね、赤羽ですね、エリアがどこに変わっても、いいんでしょうけれども、例えばこれがベッド数等の問題もあるでしょう、国の補助金等のこともあるでしょうけれども、これは自費でやっていこうとするのであればね、いろんなやり方がありまして、ベッド数も部屋数も増やすことは可能だと考えます。

例えば1人で家で、本当に過ごすこと、これほど寂しいことはないですね。連れ合いを失くすと、直ぐに始まってくるのは、物忘れがひどくなってくる。僕らも最近そうですけども、孫の名前を呼ぶのに、もうどこそから呼んでこんと、その子の名前に行き当たらんみたいなこともあるわけですし、だから、人と会話していくという、人とふれあう、それが大切かなと思うものですから、いわゆる老人ホームは町営でやっていくんだと。例え年金が少なくても、入れるんだという安心感を与えてあげていただきたい。今すぐに答えを出してくださいといいませんけれども、そういった我々も、いつかなるであろう、高齢者になった時に、そういう皆さんとふれあえる場がほしい、安心して住める場所ね、いつまでも子や孫に頼ってね、子どもは名古屋へ行っておる、名古屋へ行って世話になる、そういうことになる、いつも仲のいい隣近所の皆さんと会えないと、こうなってしまうやないですか。

だから、その皆さんは週に一遍でも集まるね、そういう場所。もしくは自分で自炊できない場合には、今、介護で来てくださいますよ、お弁当もつくってくれる、掃除もしてくれる、その方が来るのを待つんです。それもいいけれども、みんなで暮らして、そこで皆と食事をする。そういう場所の提供があればどうなのかなと、こう思いますね。必ず寿命は5年、10年伸びると思います。やはり安心感を持つ、そうすることによって、体の中のホルモンが活性化してくるわけですね。そこに子どもたちが、孫たちが遊びに来てくれる。いや私はここで生まれたんやから、この家でなかったら、絶対立ち退かんよという人も、中にはおりますよ。それはそれで仕方ないでしょうけれども、私はもう、もし自分が1人になった場合に、皆さんと同じところで暮らして、部屋は自分の部屋がいい。リビングへ行けば皆がおる。読書ルームがある、卓球ルームがある、サッカールームまではどうか知りませんが、そう思います。

5分残して、1つずつで結構でございますので、町長、長い答弁はいりませんよ。検討します、考えます、イエスカノーかでお答えください。

## 瀧本攻議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

東篤布議員のご質問に答えさせていただきます。短くという、大変多種多様なご質問をいただきましたので、なるべく簡潔にお答えをさせていただきます。

まず河川工事の残土の問題でございます。町有地においてはですね、ずっと我々も、平成16年から探し続けてきて、大変処分するのに難しいなと感じたところでございます。そういう意味で、まちづくりの観点から土砂の活用ということではですね、今、海山地域におきまして、銚子川の砂利をですね、大白公園のほうに撤去していただいております。そういう中、これがですね、公園利用者の避難場所や多目的な広場、そういったこと、駐車場スペースとかですね、できるので、議員おっしゃるように、こういった砂利をですね、活用して行っていきたいなと思います。

砂利協会との連携につきましてはですね、今現在、砂利撤去方針ということで、させていただいておりますので、それを引き続きやっていきたいと思っておりますし、また、今後、堆積土砂の砂利のですね、長期的活用につきましては、また、県ともご相談をしていきたいなと思っております。

それから、災害に強いまちづくりについてでございます。飲み水、今ご提案いただきました。濁り水のお話ですけど、これは良い案ではないかなと思っております。一定期間のですね、水道料金を減免するというので、濁り水をいち早く出すということでございますので、そういったことは良いのではないかなと、我々、水道課とともに、また検討してまいります。

それから、塀の問題です。塀の問題もですね、大変、他の議員の皆さんからもいろいろご指摘、塀、家、そういったものにいろいろとしていただいております。塀についてはですね、他の市町についてもですね、撤去費についての補助金制度もございますので、それを勉強していきたいなと思います。

密集地ということでは、確かに狭いところ、塀とか家がですね、危険なところがございます。そういった部分は多くの避難路、避難経路を確保していただきたいなと思っておりますし、最終避難場所という観点からはですね、今、浸水域外に海山地区16箇所、それから長島地区9箇所、公共施設等がございます。そういったところで、まずは活用していきたいなと思っております。

それから、老いという問題でございますね。安心して老いれる町と、今、赤羽寮のを中心におっしゃいましたが、我々としても高齢者福祉計画、高齢者保健福祉計画というのがございまして、そういったものの中には、今、議員がおっしゃったように、仲間、空間、時間をですね、ゆっくり皆さんと過ごせるような方策はないものかということで、計画をつくり、また実行しているところでございます。

災害時要援護者の避難訓練につきましてはですね、今、災害時要援護者約1,500名ぐらいが登録されております。そういった方にはですね、今後ともいろいろな形で、声をかけて、個別計画、避難のですね、やり方等をこれからやっていかなければいけないと、今、担当課で検討してもらっているところでございます。

また、老いて、その後、老後資金という話もございました。それはもういろいろな施設がございまして、赤羽寮の必要性はですね、十分認識しておりますし、また、国民健康保険等の低年金者の皆様にもですね、今、十分役立っていただいているものと思っております。建て替え等につきましては、以前もお答えさせていただきましたように、これからも検討を続けていきたいと、そのように思います。

以上です。

## **瀧本攻議長**

東篤布君。

## **12番 東篤布議員**

全てに明確にお答えいただきまして、ありがとうございます。一番の問題につきましては、一度、町長と県とまた協会長と、協会も含めて、会う機会をつくっていただければ、いろんな提案ができると思います。特に、今、上流部の河合なんかでも、非常に砂防の上がね、埋まっております、なかなか県もあそこまでは手が回らないのが現状なんですよ。ただ、置き場所があればね、なんとでもなろうかなと、こう思っております。県と協会と町との協議を、今後、希望しておきます。

2番目、災害に強いまちづくり、水の汚れについて、町長に明確にお答え願えましたので、一度、四日市市さんのやっておられることも参考にしながらしておけば、もっともっと良い水の確保というか、水のライン、安全供給ができるのかなと、こう考えております。

それで、1,500名近い要介護者の皆さんについての、まず危機管理の皆さんには、気をつけていただきたいのは、声かけをするんだということをね、していただきたいと思います。

それで、3番、安心な老後というのは、今の町長のお答えいただきました、仲間、空間、

時間とね、だから、安心して過ごせる町になるんでなかろうかと、こう私は確信をいたしております。町長どうもありがとうございました。

これで6月議会の東篤布の一般質問を終わらせていただきます。どうも議長ありがとうございました。

**瀧本攻議長**

これで、東篤布君の質問を終わります。

---

**瀧本攻議長**

昼食のため午後1時まで休憩といたします。

(午後 0時 00分)

---

**瀧本攻議長**

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

**瀧本攻議長**

15番 中津畑正量君の発言を許します。

**15番 中津畑正量議員**

議長の許可を得まして、6月定例会議会、4番手で町長の姿勢を聞いておきます。

まず最初に、昨今、巨大地震が起こると言われている、南海トラフに沿って歪みが蓄積されているということが、5月23日に新聞等で海上保安庁等のチームが発表いたしました。これについては、大変私どもの関心事の強いところで、地震と津波が同時に発生するのではないかという危惧が、ますます深くなりました。また、もう1つは、熊本地震の有感地震が、かつてないような1,700回近い有感地震が、今でも起こっております。今まで体験したことのない地震が続いているといっても、過言ではないと思います。

特に紀北町では、文教施設等も耐震補強もやりましたけども、これらについても、ああいう揺れがあった、地震があった時には、大変不安であると、これは耐震補強をしていて

も、なかなかそれでカバーできるものではないような地震が揺っているということで、認識を新たにしなければならぬと思っております。

それでは、平成28年熊本地震という名前が付いておりますが、これについて関連して町の質問を、町長にお聞きします。平成28年熊本地震は4月14日、大きな揺れに、死者70名、負傷者・避難者は8,893名、住宅被災者は12万8,423名にのぼっています。有感地震の震度7が2回の強震をはじめ、地震の回数1,657回、これはもう少し増えておりますけれども、揺れに耐えながら、今なお10万人以上の方が、避難を余儀なくされていると聞いております。被災者はかつてない大きな地震の発生が連続している下で、屋外や車中泊によるエコノミークラス症候群等など、関連死も各地で起こっているやに聞いております。

今日は、特に震災のその時の話でなくて、少し1カ月、2カ月経った時に、どういう状態になっているかということで、町の姿勢を聞きたいんです。全国から物資やカンパ、ボランティア、多くの方が駆けつけておりますが、1つには熊本地震が発生して、約2カ月になってきますが、罹災証明書の発行が遅れていると聞いております。紀北町にそのような災害が起こった場合には、事前に対策として、どのような考え方を持っておられるのか、その点を聞いておきます。

2つ目には、紀北町では避難路や津波避難タワーの整備が、着々と進んで、本当に町民の安心感もどんどん高まっておりますけれども、2次避難の現状をお伺いします。これは2次避難だけではなくて、高台により早くということで、避難をされて、訓練等もされておりますが、上がっただけでは一晩凌げるような場所なのかどうかも含めて、ちょっとそこら辺を聞いておきたいと思えます。

3つ目には、今、トランジスタラジオなんかも、いろいろ持って避難されておられる方もおります。今、電波の届かないところは町内にも、何点かあります。人家のないところは別にしても、人家に沿うところには電波が届かないところも、きちっと把握されているのか現状をお聞きしたいと思えます。

1番目に、まずこの点をお聞きいたしておきます。

### **瀧本攻議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

それでは、中津畑議員のご質問にお答えをいたします。

まず、熊本地震で発行されている罹災証明のことですが、遅れていると聞いています。

紀北町にそのような災害が起こった場合にはということでございます。まず、罹災証明の発行ということは、災害対策基本法第90条の2に、被災者から申請があった時は、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないと定められております。

罹災証明書により住宅の応急修理や被災者住宅再建支援金の支給など、さまざまな災害者支援策を受けることとなります。ただし、罹災証明書を発行するには、まず住宅の被害認定調査を行う必要がございます。地震や風水害等の災害により、被災した住宅を市町村の職員などが調査をし、被害の程度の判定を行います。

熊本地震におきましても、交付や判定内容に課題が発生しているとの報道がありますので、町といたしましても、県が実施する研修に引き続き、職員を参加させ対応にあたりたいと考えております。また、罹災証明書の発行が迅速にできるよう、被災者支援システムの導入を検討しているところでございます。

南海トラフ地震のような大規模災害が発生し、被災した場合には、当町の職員だけでは対応は非常に困難な状態となりますので、他市町村の応援、協力を受け、業務を行うことになろうかと思っております。

2次避難場所につきましては、自宅が被害に遭うなどして、帰宅することが困難な方々が、一定期間滞在することができる避難所として、津波の襲来時における指定避難所を、町内の津波浸水域外に25箇所、指定をしております。内訳につきましては、紀伊長島地区に9箇所、収容人員2,770名、海山地区に16箇所、収容人数4,130名で、合計25箇所、収容人員が6,900名でございます。

今年度、指定避難所の環境対策といたしまして、4箇所の指定避難所に間仕切りを購入し、避難者のプライバシーを確保することとして、予算をお認めいただいておりますが、簡易トイレや発電機など一定期間、避難生活を送るために必要な設備は、まだ十分に整っていないというのが状況でございます。

電波の届かないところということでございます。平常時、災害時においても、情報を取得するという貴重な手段の1つが、常に確保されていない状況ということだと思います。町内のラジオ難聴地域におきましては、受信が可能となるようなNHKに要望を行った結果、今年度、既に町内の一部地域で電波の調査を実施し、この後、拡大して詳細な調査を実施をすとお聞きしております。

引き続き、ラジオ難聴地区解消に向けて要望をしております。

以上です。

**瀧本攻議長**

中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

まず1点目の罹災証明書の件ですが、熊本市ではですね、県内では10万2,215件が申請をしておるようです。しかし、発行されたのが3万226件、これはやっぱり3割ぐらいしか、まだ罹災の証明書が出せていない。このことは、いろんな義援金の受け取りなんかだとか、いろんな住宅への入居の問題とか、そういう点で、この罹災証明書が半壊なのか、全壊なのか、そういう点で判断をするわけですが、これについて実際には受けられるのが、遅くなって、なかなか例えば倒壊して壊すにも、この罹災証明書がなかったら、勝手に壊すことができない状態になっているということも、聞き及んでおりますが、そのようにならないために、事前に職員が少ないということが、一番大きいことなんでしょうが、他の住民の支援に向かうから、当然これが後回しになるのはわかるんですが、その前に、今の時点でそういう知識も入れてですね、これは半壊なんだ、必ずカメラで撮らんのかなのかどうかも含めてですね、そういうできることは、今のうちにやっておく。例えば、危機管理の6名の職員の方が、はたして全部それに行けるかというたら、なかなか難しいと思います。他の課の人も手伝ってもらえるんだったら、そういう認識も持っていておいて、そういう罹災証明が発行できるようになるのではないかと、私は思うんですが、そういう点で町長の考えを聞いておきます。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

こういった研修にはですね、職員を参加させております。それで、できる限りステップアップの研修もですね、させているところでございます。それと、熊本のほうへの派遣の話なんですけど、当町にもそういう要請も、当町というより、町村会ですね、ございますが、それぞれの市町の事情もございますので、そういう中から優先的に行っていただくことを決めていると伺っております。

**瀧本攻議長**

中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

当町の職員の方で、そういう審査と申しますか、証明書を出せるような講習を受けて、行ける人というのは何人ぐらい、今おりますかね。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

研修を受けていてもですね、そこへ行く時には、また事前に研修を受けると伺っておりますが、ちょっと詳しいことは、危機管理課長のほうから答弁させていただきます。

**瀧本攻議長**

水谷危機管理課長。

**水谷法夫危機管理課長**

今、本町で研修を受けている職員は8名でございます。

**瀧本攻議長**

中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

罹災証明というのは、非常に大事なものであるし、国のほうも早くやれというような、安倍総理の話もあったやに聞いております。しかし、国のほうは、そうは言っても実際に、この証明書を出す時には、現状をきちっと把握しないと出せないというのが、一番大きな縛りになっていると思います。そういう点です、これはやっぱり国のほうも実際に大きな、大規模な激甚災害になった状態の中ではですね、ある程度そういう格好にならないんだろうか。法律があるから、それはだめだと、私も思うんですが、そこら辺をやっぱり緩和していただけるように、皆、困っている人を助けられるように、今の状態だったら、2カ月経っても、熊本、また、実際には益城町ですか、西原村などなんかの発行数は0になって、2万8,000件の申請を出しているんですが、1件も処理をされていないという状況になっております。

そういう意味では、事前のできるだけの講習も含めて、そういうこの行ける人は、1カ月以内ぐらいに何とか処理できないのだろうかという思いもあって、今日の質問をさせていただいております。町長の見解を、再度お願いいたします。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

ちょっと私が持つておるデータと違うかも知りませんが、これでいいのやっだね。罹災証明の交付状況、熊本県ではですね、受付件数が33市町村で、14万51件ということで、交付件数が9万2,390件と、交付率66%と聞いております。

これは各地域から入っておりますが、地震はですね、難しいのではないかなと思います。実は私も、平成16年の時に、海山町の時にですね、罹災証明をいただいて、いろいろな保険とか、災害の支援金をお借りしたりしました。その時のようなものとは、ちょっと事情が違うのかなということもございます。これは半壊と全壊とでは、判定で相当違うと思いますのでね、そういうことも遅れている要因ではないかと、推測です。申し訳ございません。

### **瀧本攻議長**

中津畑正量君。

### **15番 中津畑正量議員**

私の取ったのは少し前、前といっても1カ月前じゃないですけど、このネットで取った時には、やっぱりこういう状態だったと。それで、市町の他からの市町のいろんな服を着た人が、役所の職員の人たちが助けに行って、こういう作業もして、急速にずっと、66%の人たちが受けられたということで、今、進んでいるということで、そのほうが正しいかと、私も思いますが、その事前にできるだけ、そういう格好でですね、多くの人が携われるように、さしあたり直ぐはできなくても、今後そういう罹災した人たちが、申請してきたら、できるだけ対応できるように、そこら辺の体制はきちっと持つべきだと、私は思っております。

そこで、2番目には津波の避難タワーの件ですが、避難タワーとか、そういう避難通路なんかは、かなり着々と進んでいるという表現をいたしました。確かに今はそういうふうに進んでおられると思います。ただ、避難場所に上がった時には、雨降りもあれば、夜中もあり、そういう意味では、できたら上がった時には、ブルーシートをかけても、私も相賀区のほうの避難場所もちょっと上のほうで見てきましたけども、あれぐらいきっちりできないでしょうけれども、鉄管を組んでブルーシートを組んで、雨露を凌げるように、またベンチ等のようなものをつくって、何とかできないだろうかという、場所によってはそういう格好でやっておられることもあります。

そういう点では、町のほうも、何とか今までは10万円の自主防災会にこのお金を出して使ってくださいと、どういうことで使っていただいてもいいということだったと、私は思

うんですが、そういう点では今後の考え方をちょっと聞いておきます。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

これはですね、以前もお答えしたと思うんですが、まだまだ継続してですね、そういった議員もおっしゃるようなことを、やっていかなければいけないと思っておりますが、そのためにですね、防災倉庫なんかを高台、避難場所のですね、途中に置いたりですね、上のほうに置いたりさせていただいております、雨の時なんかテントの配付とかですね、こちらのほうでもできることはさせていただいております。

そして、また、それぞれの地域によって事情が違いますので、そのための備蓄品とか、いろいろなことをしていただくための自主防災会への補助金ということで、やっております。また、相賀のほうはですね、私の住んでいるところなんですが、自主防災会が活発でございまして、自分たちで作り、また掃除もですね、月に1回、どここの町とか、当番を決めてやっておりますんで、自主防災会のさらなる活動をお願いしていきたいと思えます。

#### **瀧本攻議長**

中津畑正量君。

#### **15番 中津畑正量議員**

今の話は、私も2回ほど相賀のあの施設を見に行かさせていただきました。ただ、お金がいることでもんでね、そない予算の持っているような自主防、自治会もないやろし、そういう点では、そういう今までの支援の枠の中で、できる範囲で、簡単な雨露を凌ぐような施設を、なんとか作りたいと僕とこの町でも、そんな話もしております。よくわかりました。

それで、3番目ですが、携帯ラジオっていいですか、トランジスタラジオみたいなものを持っていても、電波が通らない。これはやっぱり町の人から、私も聞くんですが、場所によっては全然入らない。それは事実なんです。そやけど、はたして住家のある、民家のあるところでは、必ず聞こえるかというたら聞こえないところも、多々あるんですが、そこら辺で、今の状況をちょっと聞いておきたいんですけどね。どこら辺が、どこら辺かというか、何箇所ぐらいが聞こえるのかどうか。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

電波のことについて、全域ではですね、まだちょっとどれぐらいとか、把握はしてないかと、三浦のことだったらわかりますか。全域のこともわかる。わからんね。それじゃあ、議員の出身の地域のことでよろしいでしょうか。それじゃあ、どちら。企画課長。

#### **瀧本攻議長**

中場企画課長。

#### **中場幹企画課長**

お答えをさせていただきます。本日、ここでお話させていただくのは、ラジオといいまして、AMラジオに限定をさせていただきたいと思います。FMにつきましては、三浦地区もほとんどカバーできているということを確認しておりますので、AMラジオについてご説明をさせていただきます。

確か三浦地区の方からですね、一部入らないところがあるということで、企画課のほうからNHKのほうへ要望してございます。一遍電波の調査をしていただきたいということをお願いしました。その中でですね、NHK、今年度に入りましてから、町内の3箇所も含めまして、三浦地区も含めまして、調査も終わっております。これにつきましては、ポイント調査でございますので、やはりこういう起伏の激しい地形のところではですね、どうしても影になる場所とか、家の中では、やはり遮蔽される部分もございますので、一概には言えませんが、NHKが調査した三浦の小学校近辺44箇所、これは全てAMラジオは受信できますという返事がきております。

ただ、NHKもですね、とはいうものの現在は、地点・地点の調査ですので、この後はローラー的に調査をしなければならないということで、私どものほうから、どれぐらいかかりますかということをお聞きしたんですけど、あっちこっちやっておると、1年ぐらいはかかってくかなというようなご返事をいただいております。

それと、来週なんですけども、一遍町の細かい話も聞きたいということで、来週NHKが紀北町のほうへ入って来ていただくことも、決定をしております。今の現状としては、以上でございます。

#### **瀧本攻議長**

中津畑正量君。

#### **15番 中津畑正量議員**

今のは1地区だけの報告でもありましたけれど、やっぱり町内にね、全域でそういうものが聞けるようになったらいいな。何故なら台風になって、体育館に避難していただいても、テレビが見えず、情報が何もわからんという話で、明るなってきたで帰るとかいう、そういう話までつながっていくということで、そういう情報というのはね、できたらちゃんと聞けるようにということで、全町でね、聞けるようになったらいいんですけど、私は紀北町だけで、そういうアンテナを立てるということは、かなり不可能じゃないかなとも思っております。

ただ、広域で尾鷲なんかと一緒に、全体を通らないところに通るように、どこに大きな鉄塔を立てたら聞こえるんじゃないかというようなことも、是非、共同して捉えたら、全体が良くなるんじゃないかという思いもありますが、そういう点の、この話はそこまでは広げていくつもりはないのかどうかも含めて、ちょっとお聞かせください。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

企画課長から答弁いたさせます。

**瀧本攻議長**

中場企画課長。

**中場幹企画課長**

先ほどお答えいたしましたのは、三浦地区の方から要望があったことを中心にお話をさせていただきましたが、NHKにいろいろ聞きますと、実は尾鷲のほうからも、そういうお話もあると。それで、海山のほうからもお話があるということで、その辺も地点としては、調査はやった部分がありますと。ただですね、一部だけというわけには、NHKもいきませんので、総合的に先ほど議員がおっしゃったように、中継局の話も出ておりました。私どもとしては中継局を建てるんやったら、町の負担があるんか、そういうお話もしておりますけども、ローラーの調査をしてからですね、そういうのは調べなければならないということと、中継局が建つのであれば、これはNHKのほうですねというお話も、一部はお聞きしておりますけども、用地のこととか、それぞれたくさんありますので、今後、一度会ってですね、いろいろなことを話しましょうということになってございます。

以上でございます。

**瀧本攻議長**

中津畑正量君。

## 15番 中津畑正量議員

今までと違って、少しずつでも、やっぱり進んでいけばね、それはいつかは、いつかはというたら、遠い先の話じゃないけども、できるだけ隣の町とも共同でできれば、一番いいけどなという感じで、これから進んでいくということを期待して、この質問は終わっておきます。

2つ目には、人口交流、交流人口「200万人」をめざすため、県との協議、僕はなんとしても県を強調したいんですが、例えば事前にこう見せておきますけども、この鈴島の絵とか、大白浜の絵とか、非常に大白浜も景観の優れた町だと思っております。そういう中ですね、一応、県の公園といいますか、そういう意味で県営都市公園、熊野灘臨海公園という格好で、指定管理者も決めて、県は運営しとるということなんです。町とは関係ないように見えるけれど、町の方は、町は何しとるのっていう話が出てくるんですね。それは無理もないことで、この臨海公園、熊野灘臨海公園のこの管理が、指定管理者の方がきちっと決まっておるし、それなりに一生懸命でやっておられるし、きれいに大白も高塚公園のほうも、きれいにトイレなんかもやられております。ただ、私は今日は指摘しておきたいのは、紀北町へ行くと、時計もなんにも見えんのやな、何もしやへんのやな、壊れたままでおんのやな、樹木なんかもそのままでおるんやなというような感覚で、この施設、公園がリピーターとして、あそこはきれいやけど、こういうところはおかしいなと思われると思って、私は今日の質問に入れさせていただいております。

例えば大白公園と大白浜は、大変景観のいいのは、誰でも認めるんですね。しかし、時計が、私の認識では何年か前から、電柱に故障のためとか書いて、そのままかなりずっと進んどるんですね。これは指定管理者の人も、おそらく県へは物を言っていると思うんです。

しかし、町のイメージがあまりにも壊れるから、きちっと県のほうにも、物を言って、ちゃんとしていただかないと、紀北町の自然の美しさを見てもらいたいののに、このままではだめだと、私は思うんですが、そういう点で時計の修理なんかも、例えば大白もそうだし、高塚公園やったって故障中という張り紙があります。張り紙というか、かなり長持ちするような代物で張ってありますが、このようなことになると、本当に電灯なんかも付いていないとか、そういうものも出てくるんですね。これからぬくなってきたら、私もあんなどこ好きですもんで、大白でも行っておると、何人の方がずっと来ますね、町内の人か

どうかわかりませんが、そういう意味で、この大白浜の景観、それを見に来てくれた人たちが、いつも同じ1時になつとるなというような感覚で思われたんでは駄目だと。

折角こんな立派な電柱、ステンのあれで立てているのにも関わらず、何故これがちょっとした故障かどうかわかりませんが、電灯もそうなんですけど、そこら辺はやっぱりきちとね、県には伝えてほしいと。私は県に言うべきだと、指定管理者の人はそれなりにやつとるし、それなりに異常があれば、ちゃんと通知を出しておると思うんですけどね、そういう点で、是非その点を1点と。

公園の広場、高塚公園の広場、これはね、ちょっとここにもあるんですけど、鈴島が広場から見えたんです。展望台があるからええんだということではなくて、あの下で広場で、食事したり、結構景観が、海が全体が見えるから、そういう点では、あの雑木を4、5年前だったか、きれいに刈っていただいたんです、坊主じゃないですよ。あるとこでずっと景観が見えるように刈っていただいたんですが、4、5年か、ちょっと6年か7年がちょっとわからんのですが、そういうところまで、こう管理しながら、伸びてしまうんですね。シイの木にしても、いろんな雑木にしても伸びてしまうんで、大きくならんうちにはねてしまえば、結構、管理としては楽だし、それで、別にこの雑木なんかは、特に豊浦漁港から道瀬へ行くところにも、スペースがあるんですけど、車を止めて、見ておったり、昼寝したりしとる人もおりますけど、そこら辺もね、見えるところやのに、なんで見えないうんっていうぐらいの感覚があるんです。

そういう点も含めてですね、やっぱり県のほうへはきちつと言うたほうがいいと思う。それでないと、折角の自然の鼓動を聞くというような話もしながらですね、やっぱりきれいやった、あそこは景観がいいぞというような話を、本当にリピーターの人たちが、そういうふうな口伝で広がっていったら、本当にすばらしい紀北町になっていくと、私は信じておるんで、そこら辺は町長の考え方として、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

続いて、熊野灘臨海公園の施設管理についてでございます。今、議員からいろいろご指摘をいただきました。私もよく大白公園とかですね、片上の周辺を歩いたりとか、いろいろやっておりますんで、十分把握しておりますし、時計につきましてもですね、以前、同僚議員の方からもご指摘もいただいたような経緯もございまして、県のほうにもお伝え

しているし、町からばっかりじゃなしに、指定管理者からも伝えていただいているんですが、県のほうからするとですね、まず施設的に大変大きなもんなんで、危険なところから対応していきたいということで、いろいろなところからやってはいただいているんですが、雑木とかですね、県道沿いもそうなんですけども、豊浦へ行くときオーバーハングしてますよね、木が。ああいうところですね、県のほうも十分把握しているみたいなんです、なかなか届いてないと。先だっちは大白公園へ行く途中のですね、オーバーハングした木は、一定伐っていただいたりもしているんですが、徐々にそういう対応はしていただいているんですが、なにぶん予算のほうは危険ということ、優先順位にしていると、なかなか回っていかないような状況だと伺っております。

### **瀧本攻議長**

中津畑正量君。

### **15番 中津畑正量議員**

町長の答弁ですが、私はね、それはないと思います。なんでっていうと、この電気でも別に高いものではないと思います。料金の高いものではないと思います。ただ直す、電気なんかでも、ソーラーではないように思うんですが、それでもセットの仕方では直るような感じのところもあるんですけどね、それは電気屋さんしかわからんのやけど、そういう意味ではね、これは危ないところではないけども、信用が落ちてしまったら、それより怖いような感じはいたします。

それで、この枝なんかの関係ですけどね、本当に危ないところではない、確かに、そやけど、景観が損なわれてしまう。一番の売りがそこだと思っただけにですね、是非そんなことも、是非、県には言っていたきたいな。実際にはですね、町長、この電気や電灯や、この時計なんかは、本当にきちっと動いておって、はじめて遊びに来た人も、ああ、何時かというような思いもね、次へいく時には考えることだと思いますし、それが、この故障を張ってあるから、どんだけでも置いていったらええということでは、決してないと。これはやっぱりできるだけ早く点くように、正常な時計になるように、そこら辺はね、是非、声を大きくしてやっぱり言ってほしいなど。その答弁だけお聞きいたします。

### **瀧本攻議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

先ほどの答弁がですね、ちょっと言葉足らずで申し訳ございません。我々としては要望

させていただいているということなんです。今の県の立場に立った、お話の仕方をしたんで、ちょっと誤解されたのではないかと、我々としてはですね、議員おっしゃるように、いろいろなところへ、ご要望はさせていただいているんです。

しかし、県のほうは、そういったようなお答えが返ってきてですね、県のほうも1つ木を伐るんでも、予算化しなきゃいけないというところで、こちらの事務所のね、持っているお金、本所のほうの持っているお金とか、いろいろあるんでしょうね。ただね、私も議員と考え方は一緒です。この160億かかった熊野灘臨海公園をですね、ブラッシュアップして、再度見直してですね、ここをやっぱり使っていかなければ、160億円せっかくかけてくれたものをね、光をあてて発信しなきゃね、町ではできないような事業なんですから、そういう意味では我々はこれからですね、レク都市の協会の役員でもございます。そういった場も利用しながらですね、県のほうへは要望していきたいなと思っております。

#### **瀧本攻議長**

中津畑正量君。

#### **15番 中津畑正量議員**

町長も声を出していくということなんで、終わりますが、実際にはね、これは声を大にして言わないかんとこなんです。これはやっぱり景観を売りにしとる、自然を売り物にしている、この紀北町にとってはね、やっぱり権兵衛の里もいろいろ町のあれもありますけど、そやでどこと言わずに、やっぱりそれはできるだけ景観を見ていただくんやったら、そういうふうにして変えていかないかんと思います。

それと、先ほど言われた、別に僕は足を引っ張るわけじゃないですけど、町長、これ知っていますか。テラス、マンボウのテラスです。これ穴開いておるところに、こんな、いろんなものがこう置いてあるけど、これ穴が開いておるんです。こんなような状態で、よう怪我せなんだな今までという、僕は感想としてあります。こんなところをなんで、皆、マンボウでイベントしても、こんなところ走り回って、子どもらもね、まつり気分でいろいろにぎわしてくれるんですが、こんなとこやったって、危険じゃないではないですか。それで、危険なんです、これは。それを第一に考えるんだったら、こんなとこ一番先に張り替えしてもらわんとね、張り替えにするんか、どうするんか、タイルにするんか、それはわかりませんが、そういう点ではね、是非、危険優先やといいながら、こういうとこも残しておられる。これは非常に危険な状態になっております。

そこは県にもね、きちっと話せな、そういういい訳的な話は、県はやらんとは思いうんで

すが、そやけど実際、目と鼻の先におけるわけではないから、やっぱり町に言うてくるというのが、大変それは当然の話なんで、1つこれは私、プリントアウトしたんで、町長にも是非もっていただきたいと思いますが、その危ないところ、またこのパンフにもあるように、こんなきれいなどこの時計が、いつも故障やってさげて置いてあるというようなやり方はね、やっぱり全然マッチしないし、町にとっては大きな損害になると思います、そないして思われた人はね。そういう点で、私は県のほうの本来ならきちっとするべきところなんだろうと思います。

そやけど、町から物を言わないと、なかなか言うこともきいてくれんのかなと。言うてくれん、聞いてくれんというよりも、やっぱり話し合いで、協力してくださいと。紀北町の売りはこういうところなんですということですね、是非、県のほうへはお願いでもいいですから、できるだけ早くこの対応をしていただくように、町長のほうの声を、町長との1対1の場面もあるし、こんな小さな問題やでええやんかというけど、町としてはやっぱりね、それは土木のほうでもいいですよ。土木の課長でもいいですけど、そういうところへ物を言っていかなと、私はやっぱり紀北町として、交流人口をうんぬんとは言えないんやないかと気もいたしております。是非、町長の最後のお答えだけお聞きしまして、私の質問を終わります。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

先ほども申し上げたんですけど、町としてはですね、お話もしておりますし、レク都市としてもお話もしているところなんで、その判断がですね、やっぱり県のほうで、県全体から見ての危険度の優先順位だと思うんですよ。予算、県の予算つけからすると。別に県をかばうわけじゃないですよ。私は言っているんですよ。いろいろな修繕してくださいって、そういうのが紀北町においても同じなんです。各地区からすると、ここは悪いんやというけど、危険度からみると、もっとこっちのほう危険なというのがありますし、各地域から。だから、そういうことからすると、地域は何もやってくれないというんですけど、こっちの地域のほうがもっと危険な状態なんで、先へ予算回してもらおうということは、一杯あるんです。

だから、県の認識をですね、こちらのほうへは向けるようには、要望もさせてもらいますし、県もですね、ここじゃなしに、来年度あるところの修繕費用を予算化してくれてい

るみたいなんです。県からすれば、その予算化はして、そちらのほうが優先順位が高いんじゃないかという判断だと思います。

だから、県もですね、指定管理料だけを出しているんじゃないしに、28年度は修繕費の予算化もしてくれとるんです。ただ、それをどこへ充てるかというのは、今の段階では私は知っておりませんが、そういうふうに動いてはいただいておりますということだけ、県のかばうわけじゃないですけど、私は常にそういう要望もさせていただくということで、お答えとさせていただきます。

**瀧本攻議長**

中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

町長、これは町長にはお渡しますけど、実際にね、こんな大人の足のボンと入っていくような割れ方、ここだけじゃなくって、あっちゃこっちゃにあるんですけど、そういう点ではね、何と言われても、これは絶対早くしてくれなんだから、怪我人が出るよと。怪我人が出やなんだから直すんですかという、そんな思いになってくるんです、変な話やけど。そやけど、そうではなくて、やっぱり紀北町としては、こういうイベントもやるし、してるから、県のほうも、そういう意味で、是非、熱意を持ってね、話を是非してください。そのことをお願いして質問を終わります。

**瀧本攻議長**

答弁ありますか。

**15番 中津畑正量議員**

いいです。

**瀧本攻議長**

これで中津畑正量君の質問を終わります。

---

**瀧本攻議長**

ここで1時55分まで休憩いたします。

(午後 1時 41分)

---

## 瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 55分)

---

## 瀧本攻議長

次に、2番 原隆伸君の発言を許します。

原隆伸君。

### 2番 原隆伸議員

2番 原隆伸です。通告に従いまして、28年6月の一般質問をさせていただきます。

私のポイントは、紀北町総合計画の基本目標の検証についてと、それから、合併後の課題の解決と将来不安の解消に向けてということでございます。

その中で、紀北町総合計画の基本目標、第1次目標の基本目標、5点がございましたですけれども、その5点を働く場が少なく、少子化・高齢化が進むとともに、若者の流失などから人口減少が続いているが、若年層の雇用拡大、流出防止、失業者の雇用確保について、確認したいということでございます。

具体的というよりも、具体的な問題から派生して、抽象的なことで、今、今回質問します。抽象的というよりも、基本目標の基礎概念というんですか、その確認になります。

第1点として、生活支援という項目として、1. 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり、その中に、犠牲者「0」をめざす、減災のまちプロジェクト。

健康・福祉・人権といたしまして、2となっています。

互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり、健康寿命「5歳」延長をめざす、生涯元気なまちプロジェクト。

産業・観光といたしまして、3番、地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり。

そして、教育・文化といたしまして、4番、豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり。

協働・交流・自立、5といたしまして、自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくりという5点がございますけれども、1つずつ質問させていただきます。

まず、自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり、犠牲者「0」をめざす、減

災のまちプロジェクト、これについての町長の思い、今までずっとやられてきましたけれども、今後、第2次総合計画に向けて、どうしていくのかと。それと、今、目先の問題として、捉えられることがシェルターと2次避難所対策について、ソフト面からの考察とハード面からの考察について、所見をお伺いいたしたい。よろしくお伺いいたします。

## 瀧本攻議長

原議員、1の総合計画の基本目標について、執行者が答弁されると思うんですよ、だから5点について、お答えいただけると思うんですが。

## 2番 原隆伸議員

そうしたら続けてほかの点も確認します。

2番、互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり、これについて、5歳延長をめざすということは、食事、それから、健康体操、その他ございますけれども、それに労働を加味した協働プロジェクトみたいなものをつくったらどうだろうか。そういうふうに考えます。そのソフト面とハード面からの所見をお伺いいたしたい。

それから地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり、Uターン、Iターン、Jターンの地域おこし協力隊の活用について。

ふるさと納税の、納税者の思いを生かした効果的な使い道について、自主財源の充実策と、ふるさと納税の返礼品の充実と納税者への、ソフト面とハード面からの取り組み状況について、お伺いいたします。

それから、古里温泉の黒字化への計画表の作成について。現在、古里温泉については、どうも黒字から赤字に、今年で転落したようでございますので、それをもう一度黒字化していくにはどうしたらいいかということで、町の行事の一覧表の掲示とか、利用者に混雑する時間帯の周知へのソフト面とハード面の取り組みについて。

それから、入湯者のニーズや苦情に対して、どのような対応をしたのか、説明を求めます。

それから、4番として、豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり、小規模特認校という赤羽の学校を生かすことと、それから、津波に遭わない赤羽という地域を生かしたことで、近くに生活圏を考える構想について、町長の所見をお伺いいたしたい。

それから、自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり、交流人口「200万人」をめざす、にぎわいのまちプロジェクトとしてございますけれども、ふるさと納税による自主財源の確保のために、返礼品の拡充による、ふるさと納税の拡大策と、それから、地場産

業の充実策についての考え方を伺いたします。

そして、私よく書いていて思ったんですけども、交流人口「200万人」というのは、町長はどういう思いで、交流人口「200万」というスローガンを掲げたのか、もう一度、再確認いたしたいと思いますので、その点ちょっと加味して、もう一度ご回答願えれば幸いです。よろしくをお願いします。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それではですね、原議員のご質問にお答えをしたいとは思いますが、大変ね、多岐にわたっておりますんで、もし答弁を落としたりですね、した場合はお許しいただきたいのと、後ほどご指摘いただきたいと、そのように思います。

まず、総合計画ね、もう28年度で最終年度となります。この28年度、この第1次総合計画の施策もですね、どのように行われてきたかということ、いろいろ検証しながら、第2次総合計画をつくっていきます。その中で、今、議員がおっしゃるのは、総括的な部分で、このような基本目標をどう捉えていたか。どうやったかということだと思います。その中でも、先ほど、いただいた部分、個別にちょっと入っているみたいなんで、それについて、お答えをさせていただきたいと思います。

まずシェルターにつきまして、これは県に設置された補助金制度でございます。そういった我々もですね、これにのってやっていこうじゃないかということで、これはですね、基本的に耐震が進まないというようなことがございまして、それらをですね、シェルターということでやっていくのも、1つの考え方ではないかというところがございます。そういった意味で、我々としてはこれを予算化して、広報きほくの5月号や、文字放送で周知をさせていただいておるところです。

それから、2次避難所の対策についてはですね、今まで命を助けるということで、緊急避難場所のことについて、一生懸命やってまいりましたが、これからはですね、命をつなぐということで、2次避難場所の対策ということで、今、津波の浸水域外25箇所、指定避難場所を設置して、収容人数ですが、約でございます、6,900名程度、収容できるのではないかとございまして。

それから、2番目の健康という部分につきましてはですね、健康寿命「5歳」延長をめざす、これが、私が27年からですね、特に健康寿命を伸ばそうじゃないか、元気な紀北町

にしようじゃないかということで、ちょい減らし+10や、活活体操、グラウンドゴルフ、それから、ウォーキングなど、健康づくり、いろいろな健診の無料化などやっております。

そして、今年度からはですね、町内6箇所で、はつらつクラブという健康運動教室も開催する予定でございます。我々の中では、そこをですね、一生懸命やっていきたいということなんですが、今のお言葉だけで聞くと、健康と労働を加味した協働プロジェクトのことについては、できれば議員のほうから、こういうものやということ、ご指摘いただければ、ありがたいなと思います。

それからですね、産業・観光のことにつきましてはですね、U J Iターンを活用し、また、地域おこし協力隊の活用ということで、今、紀北町でも既にU J Iターンの方が、活躍していますし、Iターンの方でサミットでですね、トマトジュース、200%ジュースも利用されたりと、いろいろな方が第1次産業にも加わっていただいておりますし、地域おこし協力隊は以前もお話ししたように、よそから来ていただいて、この紀北町のまちづくりに協力していただきたいという話で、今、募集をしているところでございます。

それから、ふるさと納税の返礼品につきましてはですね、27年度、寄附件数、昨年10月にスタートしました、これは総額でございます。返礼品対象もなしでございます。4,969件、8,463万9,001円をご寄附をいただいております。これはですね、自主財源の確保ということにもなりますし、これを返礼品を充実させることによってですね、商品のブランド化や充実につながっていくものだと思っておりますし、3,000万円強のですね、流通が新たに生まれたということで、ここは大事にしていきたいなと思っております。

古里温泉の黒字化でございます。これにはですね、黒字化するためには、やっぱり施設をリニューアルするとか、経費の節減、入浴者への利便性の向上など、いろいろな方法面がございます。そういったものやしていきたいと思っておりますし、混雑面とかですね、利便性の向上を、その中でも利便性の向上を、今、議員がご指摘いただいたのは、町行事の一覧表の掲示ということでございます。これらにつきましてはですね、我々としても、この一般質問をいただいた段階で、役に立つのではないかと、いろいろな事業も知っていただくための啓発にもなるなということで、取り組んでいこうというお話になっております。

それから、苦情等につきましてはですね、それぞれ対応させていただいております。できない部分、特にハード面についてはですね、なかなか難しい部分がございますので、その辺のところはご理解いただかなければいけないことかなと思いますし、次は、教育・文

化、小規模特認校ということで、今、赤羽小学校がですね、そういった活動をしております。

そして、近くに生活圏となりうる構想についてということなんですが、私も浸水域外の赤羽地域においてはですね、紀北町、特に紀伊長島地区にとって、大変重要な地域だと認識をいたしております。

あとは、ふるさと納税の拡大策は、これ以前、議員にもご指摘いただきましたが、コースをですね、1万円、2万円、3万円コースであったのが、5,000円から100万コース等、それから、いろいろな感謝券ですね、ふるさと感謝券等も使えるような取り組みなどしておりますので、返礼品について充実、それから、PRを、更なるPRをということでございます。

それから、返礼品の充実による地場産業の充実策というのは、先ほど申し上げたことでございます。

とりあえず1回目の答弁としては、そのようにさせていただきます。また、ご指摘ください。

## **瀧本攻議長**

原隆伸君。

## **2番 原隆伸議員**

自然の中のシェルターについてもですね、これは津波対策のシェルターには、当てはまらないんですよ。だから、津波対策に対するシェルターという考え方も、1つ必要じゃないかと思うんです。今、以前、私ちょっとそれについて、考えたことあるんですけども、積算はまだしてないんですけども、例えば、水をですね、タンクの中、地下というんですか、そこに張ることによって、バランスをとって、絶対に倒れない。球形の形にするとか、椅子をおいて、シートベルトをすとかいうようなことをすれば、津波災害にも耐えるシェルターというのは、可能じゃないかと思うんですよ。

うまく考えれば、殺菌した水ですから、紀北町の水の販売にもつながる可能性もあるかと思うんですよ。

それから、健康・福祉・人権の中の、健康と労働を加味した協働プロジェクトということなんですけども、よくいろいろと予算組んでいますけども、細かい、かつ、そうかといって、直ぐにやったほうがいいような案件が、結構あると思うんです。先ほど前者議員がいろいろ言っていたようなところで、さして難しくないような状態のものであるけども、な

かなかできないと。そういうようなところをですね、年配の方にご指導を仰ぐとか、いろんな形でそういうところに力を入れて、物事をできるだけ早く解決するという方向にも、組織化することは可能じゃないかと、私はそのように思います。その点からこの件を言いました。

いろんなところで、いろんなことがあるんですよね、私あっちこっち、今こういうことやったらいいのに、そんなに金かからへんのかなというところが、随分、放置されておるような気がします。そこら辺をできるだけ早く対応できる体制を考えてください。別に私はこれに、今、言った私の案にはこだわらないけども、とりあえず問題のあるところを、できるだけ早く解決する。そのために何をやったらいいか、それを考えてください。

それから、産業・観光のところですけども、古里温泉の黒字化への計画表の作成についてということで、一応、私、古里温泉の今の現状について、一覧表をつくりました。それでいきますとですね、平成8年、できてから、平成19年まで、かかった機器管理費、その他はわかりません。資料がないということなんです。資料がないということ自体も、おかしいんですけども、資料がないということで、去年の議会でも、私これ質問したことございますけども、これはおかしいやないかという点で、この間はとどめたんですけども、今回、それじゃわかっておるところだけで、一般財源をどうしているのかということを検証しましたところですね、平成27年で、約30万7,626円赤字であるということが出てきました。

そうすると、今までのところを考慮する、クエッションマークのところをみれば、おそらくこの辺も赤字だったんだらうなということが、推察できると思います。それで、業務委託費として、業者の機械関係ですね、業務委託費、これ右の一番、業務委託費として、右側のとこにちょっと書いてますけども、1業者に241万9,200円、諸々の機械関係ですね、機械関係を見ていくと、372万3,516円というようになっています。

それで、この中で委託料というところが、これ人件費かなんかだと思んですけども、私もらっている資料と、ちょっと異なりまして、1,688万4,176円というふうになってますが、私がいただいているのは、ちょっとまた違うもんですか、どちらが正しいのか、ご回答願えれば幸いです。

それと、この黒字化をしていくために、ようするに委託費とか、そんなんを下げるということもあります。それで、入湯者を増やす、入湯者を増やすにはどうするかということを考えますと、一覧表とか、そういうものがあれば、一覧表を置くことによって、職員と

のコミュニケーションができたり、それとか、ほかの行事への参加を、その時に来ている人たちと話し合い、予定を組んだりできるんじゃないかと。

特に、私、この表を今回つくる予定で、資料要求したんですけども、肝心のスポーツ関係のところ、資料はいただいたんですが、日にちが書いてないもんですから、一覧表にはできなかつた。だから、本当一番欲しいのは合宿とか、それから、スポーツのそういう試合とかですね、そういうものの予定がわかれば、この日は合宿とか、そういうのがあるから、何時から何時ごろまで混みそうですと。そういう予定が組めると思うんですね。そうすると、明日はこういうことがありますから、何時から何時まで混みますから、何時までに明日は来てもらたほうがいいですよとか、そういうアドバイス等、そういうことを言うことによって、入湯者とのコミュニケーションが図れてですね、もっと融和が図れるんじゃないかと。

それで、その場でいろいろ行事とかそういうのを見ることによって、あれあるんだつたら、一緒に行かかというようなこともできるかと思います。それで、いろんな時間帯その他を加味して、暇な時であれば、その時間帯、何時から何時までの間、いつも暇だから、この間にいこかバスで、お年寄りの方にも入ってもらおうとか、それを2週間に1回なり、1週間に1回でもいいです。そういう企画も、実態がわかれば、そういうことは可能やと思うんです。そうすると、その入湯者を増やすことにつながる可能性が強い、そのように思います。やることはいくらでもあろうかと思うんですね。

それから、小規模特認校なんですけども、小規模特認校の考え方と、私の言っておくことは、ちょっと異なる可能性はありますけれども、その小規模特認校をアピールすることによって、津波の被害に遭わない赤羽の活性化、それから、その付近にいろんなことを、つくることによって、安全なところに、できるだけ集まれる。まあ、これは長島だけの話ですけども、海山もそのようなところは必要だと思いますがね。特に、これもし万が一ですね、今のところは地震は予知できません。予知できませんけれども、将来、予知できるようになって、明日来るよというような事態があった時に、そういう人たちを、どこへ避難させたらいいのか。そういう構想も持つことも1つの考え方じゃないんかと、その点をもうちょっと観点を変えて、取り組んでいただきたいと思います。

それから、ふるさと納税について、私いろいろ言っていますけども、ようするに、納税の拡大と、それから地場産業の拡充、例えば、ふるさと納税をこの間、こういうふうに使いますよというのがございましたですね。教育関係ということで、図書、それから棚、そ

ういうこととございます。それはね、教育ということと、非常にいいんですけども、考えようによつては、本屋と、なんていうんですか、家具屋ですか、儲けさすだけになるんじゃないかと。そうじゃなくて、生きた金の使い方してほしいということとですね。ようするに、ふるさと納税の返礼品、つくる人たちをちょっとでも、育てるっていうんですかね、種をまかないと実はなりません。

だから、ここ一番必要な時にやっても遅いんですよ。だから、今からそういう業者をですね、育てていくっていうんですか、今トップを走ってる人たちがいますけれども、その人たちに追いつき追い越せっていうんですか、競合しちゃいかんですけども、そこら辺をですね、いろいろとやっていく必要があるんじゃないかと思うんです。今あっちこっちでやっているのは、それなりの歴史があつて、その上積みでいろんなことをやっているところが多いと思います。

だから、自主財源の充実ということとを考えれば、今からですね、直ぐには花が咲かないかわからんけど、花を咲かせるように育てていけば、そのうちに実がなると思ひます。その対策をですね、やる必要があるんじゃないかと。特に今までいろんな活性化策とか、いろんなもんありましたけども、なんか今現在までは基金に積まれていてですね、それが生かされているようになってないよと感じてなりません。それについてちょっと、今までの私のことについて答弁を求めます。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

今ですね、原議員言われたご提案というようなこととですね、今、言われたのをきっちり議事録も勉強させていただいてですね、させていただきたいなと思ひますが、ここで今、控えさせていただいた中では、最後のほうなんですけども、基金はですね、これからどんどん活用していきたいと思ひということと、紀北町のブランド化、ふるさと納税のことと、これは今もその以前からもやっておりますんで、これからもですね、紀北町のものをどうやって売り出していかうかってことは、地方創生のほうの予算でも考えているところとございますし、入湯者の増ということについてはですね、これはいろいろまたこれから勉強していきたいなと思ひます。現実には赤字でございます。

それから、総体的に全部に関わるからと思ひんですけども、できることは、今やりなさいということはおっしゃるとおりでございますので、できることからですね、迅速にやっ

ていきたいなと思います。

以上の答弁とさせていただきます。

#### **瀧本攻議長**

原隆伸君。

#### **2番 原隆伸議員**

細かなことを、できるだけ早くやるというんでは、今までの慣例その他によりますとですね、なかなかそう簡単にできる方法がないんですよ。だから、そこら辺をできるだけ早く解決するためには、どうしたらいいのかということに、違った観点から取り組んでいただければ、いいんじゃないかと思うんですけれどもね。町長自身、それについて、こうしたらいいとかいう案とか、こうしようとかいう気持ちがございましたら、それについての思いをお聞かせください。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

いろいろな角度から、いろいろなことに取り組んでいきたいという話ですね。ですね。それで、今までの既存の考え方だけじゃなしに、もっと、もっといろいろな角度から考えて、町政をやってきなさいというご提案と、とってよろしいですか。おっしゃるとおりです。

#### **瀧本攻議長**

原隆伸君。

#### **2番 原隆伸議員**

それでは、1の問題はこれで終わりますして、2. 合併後の課題の解決と将来不安の解消に向けて、合併特例債の終了と、交付金、補助金の減少懸念へのソフト面からとハード面からの所見をお伺いしたい。

それから、公正・公平性と、自主財源の拡充のためにということで、旧紀伊長島町からの積み残しとして、懸念だった損害賠償請求事件について、先頃、金利を含め7,996万円で判決が下り、良かった、良かったと言いたいところなんですけれども、はたして良かった、良かったと終わっていいのだろうかということで、ちょっと町長の思いを聞きます。

それで、私としてはですね、早急に全力をあげて取り組むべきではないかというように考えます。ちなみに、町長としては非常に回答しにくいこととございますので、回答がし

にくければ結構でございますけれども、この問題の責任はどこにあったと思いますか。それについて、とりあえず所見をお伺いいたします。

それから、PR費の有効活用について、町長の第2次総合計画に対する所見について、お伺いしたいと。以上、よろしくお願いします。

### **瀧本攻議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

2番のところを、お答えさせていただきます。2-1、合併特例債の終了と交付金、補助金の減少懸念へのということですね。これはご存知のように、平成32年度合併特例債が、起債最終年度でございます。交付金に合併算定替えによる交付金が32年度まで、段階的に削減されるところでございます。そういったことからですね、これから必要性、優先順位などをいろいろと考えながら、事業の選択をしていかなければいけないと思っております。

それから、損害賠償の件ですね、損害賠償につきましてはですね、一応、最高裁からの棄却という形で決定いたしました。我々といたしましてはですね、このことが起こったこと自体、こういったことも十分踏まえてですね、我々はここを検証するというのも大事なんですが、これから、何故こういう問題が起こったかということですね、十分検証しながら、これからのまちづくりを行っていききたいなという思いでございます。

それから、PRの有効活用、これはもうPRをですね、しっかりとやっていきながら、そして、費用対効果に向けた数字が出てくるようなPRの仕方をしていきたいと思っております。この2つやったかな、とりあえずはそれで、以上です。失礼します。

### **瀧本攻議長**

原隆伸君。年山の問題言わなんだの。

### **2番 原隆伸議員**

年山の問題は、今から。公正・公平性というところですね、年山の問題、それから、古里温泉、だから、古里温泉については、平成19年までの資料はありません。ないということ自体、おかしいんですけども、それで、年山の問題は、50年前だから資料ありませんということですね。行政というのは、そういう手続き、書類の手続きをするところでございますんで、その書類がないということ自体が、私は不思議でなりません。旧紀伊長島町には、優秀な方々がいろいろおられましたのに、何故こういうようになっているのか、

不思議でなりません。

この古里温泉、先ほど古里温泉については、触れましたですけども、年山の問題ですね、なんか偉そうに50年前やでわからんって、私、言われたんですけども、そんな馬鹿な話はないと思うんですよね。それについて、町長のご見解をお伺いします。

**瀧本攻議長**

年山のことだけでよろしいんですか。

**2番 原隆伸議員**

とりあえずは。

**瀧本攻議長**

とりあえず。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

議長さ、質問者が年山のことも何も言わなかったけど、あんたから言うたやろ。

**瀧本攻議長**

すいません。

**8番 入江康仁議員**

どういうことなん。

**瀧本攻議長**

漏れとったもんで。

**8番 入江康仁議員**

いらんこと言うたらいかん。質問するほうが何も言うたらへんのに、あんたから問題起こすようなこと。

**瀧本攻議長**

わかりました。議事進行ありがとうございます。

原隆伸君。

**2番 原隆伸議員**

私が、年山のことを何故言わなかったというと、公正・公平性ということでしたから。

## 8番 入江康仁議員

いやいやあんたが言うのは構わんのさ。議長が言うたから。

### 瀧本攻議長

ご答弁でしょう。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

失礼しました。年山のことです、契約書そのものですね、その当時、50年前どういふ結び方をしたのか、私はちょっと知りませんが、職員がですね、まず一生懸命になって探したという中で、資料を現存する契約書とか、資料を探した中で、今、調査をしているところでございます。

それと、議員、議員ほかの方も質問していただいたと思うんですが、進んでまいりました。現実的には。そういった進んだ状況も出てきて、もう間もなくですね、図面確認とか、そういったこともできるのではないかなと思います。これも28年度から1人職員も増やしましてですね、こういった問題にも取り組んでいるところでございますので、これからですね、一定の確認作業が終われば、海山のような、海山地区のようなですね、意向確認等にも入っていくのではないかと考えております。

それと文書についてはですね、確かにない部分もございます。町では文書の保存等のことについてですね、決まり事もございます。契約等については10年とか、それから、その他一般文書は5年保存とかですね、そういったのもございまして、そういった、いうたら修繕事業なんかについてはですね、そういった契約年数が過ぎていけば、ないものもあるかと思ひますし、むしろ本来、10年なり5年なりと決まりがあれば、その時点で破棄するのが、本来の行政の仕事ではないかという部分もございます。

そういった部分で、ただ議員がおっしゃるようなのはですね、担当課も伺っておりますので、また、これからも探せるものは探してですね、あれば提供させていただきたいと思ひます。何も隠すという意味で、ないというお話ではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

### 瀧本攻議長

原議員、7分しかないもんで、あなた非常に細かいよって、ちょっと端的に質問してください。

## 2番 原隆伸議員

一応、今までの総合的な観点からですね、ちょっと言いますと、今、町長の思い、住民目線ということがございますけども、はたしてその住民目線という町長の思いが、行政の末端っていうんですか、行政に関わる人たちの末端まで行き届いているのかなというところが、いろんなところを検証していくと、そこに頭を打ちます。この中で、豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくりということを、私なりに解釈しますとですね、笑顔で満ちあふれたまちづくりじゃないんかということに、私自身、独善で解釈したわけですけども、皆が譲り合いの心で、思いやりを持って話をすればですね、笑顔や感謝が溢れるんじゃないかなと、そういうふうになっていくんじゃないかなと思います。

それについて、町長の思いをもう1回お聞かせください。

### **瀧本攻議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

まずですね、笑顔が溢れるまちづくりということで、私は職員そのものに対してもですね、私自身もそうなんですけど、いつも言っている言葉がですね、明るく元気に前向きに、知恵を絞って楽しく、こういうことを職員に、年度始め式とか、年の明けた時のですね、いろいろな職員に対する訓示の中では、そういうお話をしております。

それから、私の隣の応接室へ来ていただければわかるように、恕という言葉のですね、総合支所にも貼ってあるんですが、言葉を役場のどこへ貼らせていただいております。これは恕という言葉は、孔子先生がおっしゃった思いやりという言葉ですので、まさに原議員がおっしゃったように、いろいろな方に対する思いやり、町民に対して、それからお互い議員と執行部ともですね、そういったいろいろな思いやりの中で、議論すべきものだと思っておりますので、我々としても、そのことについては、一生懸命やっていきたいなと思っております。

そして、また末端まで届いていないのではないかというお話ですが、これは私が全て悪いです。全てですね、私がいつも大きな声で、その思いを末端まで届けるのが、私の仕事です。ですから、それが届いていないのであれば、私の声が小さいということでございます。これからも一生懸命頑張ります。

### **瀧本攻議長**

原隆伸君。

### **2番 原隆伸議員**

最後に1点だけ、町長の思いを聞きます。

先ほど町長が私のあれが行き届いてないということを言いましたですけども、ようするに打合せですね、予定と、ようするに自分の1日の行程が組めるのであれば、思いやりというのは案外と組みやすいと思うんですよね。それを予定を組めないと、ついついそういうことができない状態が生まれますので、そういう予定表とか、そういうものの作成について、今後どうお考えかお聞かせください。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

1点だけ、私、先ほどの答弁で、原さんがちょっと誤解されていると思うんで、どこまで届いているかわかりません、私の声。ただですね、原さんが言われたとおり、届いていないとすればと、お話させていただいたんで、職員もですね、十分に届いているね、私の思いを実行してくれていると思うんで、ただ、原さんの観点からすると届いていないと言われたんで、その部分があれば、もっともっとしっかりとやっていくという話なんで、その辺をお願いします。

それから、スケジュール等についてはですね、私らもマイウェブで、全部入っていますんで、どういう議論して、何課とあってということも、わかりますんで、そういったものはいろいろと予定を組む段階で、もう担当課とか、そういうものを相互にですね、連絡を取り合いながら、予定を組んでおりますので、そういった部分では十分、事務的な観点ではですね、しっかり今、連携はとれていると思います。心をいかに届けるかということだと思います。

#### **瀧本攻議長**

原隆伸君。

#### **2番 原隆伸議員**

それじゃ、まとめといたしまして、行政全体の創意工夫と連携で、住民の喜ぶ姿が、充実感を味わえるように、なるようにしたまちづくりをしていただきたい。紀北町第2次総合計画に、今回の質問が活かされることを祈念し、私の一般質問を終了させていただきます。どうも。

#### **瀧本攻議長**

これで、原隆伸君の質問を終わります。

---

**瀧本攻議長**

2時55分まで休憩します。

(午後 2時 39分)

---

**瀧本攻議長**

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 55分)

---

**瀧本攻議長**

11番 奥村武生君の発言を許します。

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

1番、損害賠償事件について、日本有数の漁場、熊野灘を持つ私たち地域は、環境保全は大切なことです。水道水源保護条例は、時宜を得た措置であると思います。ひるがえって、先日の全協で規制対象事業とするには、しっかりとした科学的根拠が必要であるという、楠井氏がアドバイスしたということでありましたけども、当時どのような科学的根拠を示したのか、そのわかる範囲で結構ですので、説明を求めるものであります。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

奥村武生議員のご質問にお答えをします。

どのような科学的根拠ということですが、水道水源保護審議会ではですね、三重大学の教授に入っていておりました、そのような方々からですね、そういった科学的な根拠等を聞かせていただいたと思います。

**瀧本攻議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

私はですね、前訴を受けて、今回の訴訟が出てきたと考えるところでありますし、また、今回の総括なくしてですね、前へは私は進めないと思うんです。そういう観点に立って、一般質問事項を組み立ててまいりました。

先般の全協の中でですね、配られた資料、2ページの中にですね、本件処分につき国家賠償法上の違法性、2番、故意過失。3番、損害の一部につき、町の主張が認められなかったということが書かれておりますが、これについて、町長自身がですね、おわかりになる範囲で答えていただければと思います。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

名古屋高裁の判決ということで、そういうことを全協で説明させていただきました。我々としてはですね、国家賠償法上の違法性や故意過失はない、損害の一部については、いろいろと主張させていただきましたが、そういう結論に至っております。裁判官の判断としてはですね、はい。

**瀧本攻議長**

奥村武生君。議事進行、なんですか。

**11番 奥村武生議員**

議事進行。この私の求めたものは、違法性とは何か。故意過失とは何か。損害の一部はわかります、金額のことですからね。何が違法性を問われたのか、何が故意過失であったかということを、僕は聞いておるわけであってですね、トータルのことを言っとるわけじゃないです。

**瀧本攻議長**

私も裁判官じゃないんで、わかりません。これ裁判官が判断したことでしょう。詳細について述べよということになるとですね、その文書を求めんならんわね、専門的に。

**11番 奥村武生議員**

専門的にって、議長あんた、本当は指摘せないかんと思うよ。

**瀧本攻議長**

私は審判員やで、議長いうたって、私がそれ全部知っておらなあかん、私も裁判官じゃ

ないのに、裁判官がどういうふうに判断したかということは、これは裁判官しかわかりません。

**11番 奥村武生議員**

いやそれが、判決文の中に簡潔に書かれておるから、私は言っとるんやないですか。あなたは読んでないんですか。

**瀧本攻議長**

読んでいますよ。

**11番 奥村武生議員**

読んでおったら、こんな言い方ないでしょう。読んでおったら、あなたの今の答弁は返ってこないですよ。

**瀧本攻議長**

私は裁判官。

**11番 奥村武生議員**

町長が、答えられたら答えていただければええし、答えられなかったら。

**瀧本攻議長**

あなたは議事進行とおっしゃったよってさ。議事進行とおっしゃったから、私は答えておるわけですよ。

**11番 奥村武生議員**

議事進行ですよ、完全に。あなたそういうふうと言っとるじゃないですか。私は議事進行って。

**瀧本攻議長**

だから、私は答えられません。それ以上のことは。

**11番 奥村武生議員**

そやで、町長あれなんですよ。

**瀧本攻議長**

ちょっと待ってください。挙手して発言するか、してください。

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

町長、私が言っとるのは、先ほど言いましたようにね、総括なくして前へ進めないわけですから、この点、非常に重要な部分なんですわ。本当は審理不全、理由不備、理由齟齬

及び経験則違反並びに法令の解釈に誤りがあり不服なので、我々はやったと。これに対して、国家賠償法上の違法性、2番、故意過失が損害の一部、3番、これについて、町長が認識していればお答えしていただきたいということでありまして、わからなければ、わからないで結構です。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議長がおっしゃったことと一緒にね、結果は裁判官がどのように判断されたかということになりますけど、我々では認定処分の違法性についてはですね、行政処分の取消が、即国家賠償法上の違法に結びつくわけではないという主張をさせていただきました。その中でですね、こういう故意過失についてはですね、そういった部分については、我々としては故意過失ということではですね、ちょっと待ってくださいよ。注意義務を尽くすことなく漫然と処分行為を行ったわけではなく、故意、過失ではないというような、準備書面はわかりますよ。ざっくりとした中では、そういう主張をさせていただいたと記憶しております。

**瀧本攻議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

その回答で結構なんです。

そしてですね、次に、今の部分と複層するかもわかりませんが、町長として、今回の膨大な金額になったわけですが、この当方の主張が認められなかった理由というのは、再度、回答願えればお願いしたいんです。今もちらっと触れられましたけども。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

認められなかった部分は、ごく一部でございます。160億の訴訟から始まっていますから、それから比べれば、3,900万円ということですね、実損害と、これに影響しているのは、前訴の最終判決が、配慮義務違反ということが影響していると思います。

**瀧本攻議長**

奥村武生君。

## 11番 奥村武生議員

それからですね、1つのその極論を言えば、ちょっと取消します、極論は。総括的なものの言い方をすればですね、平成8年5月31日に、施設を規制対象事業に認定した以前のこと、配慮義務違反となるというふうだと、私は思うんですけども、平成7年ですよ、ごめんなさい。この時のせめぎ合いになった、なったと思うんですけども、この時の水収支法及び経験則法について、町長はその内容について、ご存知ですか。

### 瀧本攻議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

私はこの当時ですね、議員としても、合併後ですね、平成7年前後のことは、ちょっとわかりませんので、その部分については正確な答弁はできませんが、この損害賠償請求等事件の行う時にですね、やっぱりそれも勉強させていただきましたが、今、私の段階でお答えはちょっと控えさせていただきます。正確なものを持っておりませんので、はい。

### 瀧本攻議長

奥村武生君。

## 11番 奥村武生議員

当時、勉強はしたということで、よろしいんですね。

### 尾上壽一町長

当時じゃないですよ。損害賠償請求事件になった時に。

### 瀧本攻議長

ちょっと個々のやり取りは止めてください。

### 瀧本攻議長

奥村武生君。

## 11番 奥村武生議員

そうすると、当時、町長として、どうすべきであったかということ、いわゆる振り返ってですね、規制対象事業に認定をする以前の問題から、以前、問題が配慮義務違反となつとるわけですけども、当時、今、振り返ってどうですか、町長。どうすべきであったかというふうな考えは、もしお持ちでしたら、お聞かせいただければと思います。

### 瀧本攻議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

今まで起こった過去のことについてですね、この時の分岐点でこうであった、ああであったということは、差し控えさせていただきます。

## 瀧本攻議長

奥村武生君。

## 11番 奥村武生議員

今回の質問をするにあたって、私も議員以前の問題でありますので、随分、勉強いたしましたけども、勉強しきれない部分、大変勉強にはなりましたけども、勉強しきれない部分がありまして、残りのその部分につきましては、次回の、次の一般質問までやりたいと思います。その時は、もう文章化してやりたいと思いますので、今のような形にはならないとは思いますが、次の質問に移ります。

緊急通報システムについて、紀北町には高齢者の皆様のための緊急通報システムが制度化されていますが、知らない住民がおります。町はただ受け身だけでなく、積極的に活用していただけるよう、具体的な施策が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

## 瀧本攻議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

緊急通報システムということでございます。まず、この緊急通報システムね、議員がご質問いただいたということは、このテレビを通して伝えたいと思いますので、システムについてお話をさせていただきます。このシステムにつきましては、一人暮らしの高齢者の緊急事態に、24時間対応するため、何か異変があった時に、高齢者がボタン、ペンダント型でございます、を押すと委託警備会社の監視センターに通報されまして、あらかじめ登録した親族、隣人、民生委員等に連絡をとり、緊急事態に対応するというシステムでございます。

旧町時代から対象となる方には、各地区民生委員の皆様を中心に、声をかけていただきまして、緊急通報システムの利用を促していただいておりますが、その他、包括支援センターやケアマネージャーの方々の活動の中で、周知、手続きしていただいたり、本年4月に発行いたしました、暮らしの便利帳の中でも、簡単にではありますが、周知しております。以上でございます。

## 瀧本攻議長

奥村武生君。

#### 11番 奥村武生議員

お伺いいたします。今、何人の方がですね、当町にあっても、その紀北町緊急通報装置貸与事業運営要綱をつくっているぐらいですから、今、何人の人が、65歳以上というふうには、一応は線引きがされているんですけども、何人の方が一人暮らしの方、これに貸与、即座に、前後のほか町長が特に認める必要があるということもありますけども、今、何人の方が、65歳以上の、暮らしの方がおみえになるのか、おわかりでしたら、お願いします。

#### 瀧本攻議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

65歳以上につきましては、6,840人、40.8でございます、28年5月末現在でございます。

#### 瀧本攻議長

奥村武生君。

#### 11番 奥村武生議員

その中であって、一人暮らし、いわゆるこの人は、何人いらっしゃいますか。

#### 瀧本攻議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

一人暮らしの高齢者ということですね、65歳以上は。75歳以上の数値というのはつかんでおりますが、よろしいでしょうか。879名です。

#### 瀧本攻議長

奥村武生君。

#### 11番 奥村武生議員

この町長も冒頭、いみじくも言われたように、テレビはどちらのほうから映っています。これ見ていただいてですね、それで、こういうチラシもあります。このことによって、周知徹底が、テレビをご覧になっている方、見れるんじゃないかと思えます。そのための質問でもありました。この緊急通報システムがね、隈なく行き渡っておればですね、助かった方もいらっしゃるんじゃないかということも考えるわけであります。

したがってですね、今、町のほうでは、75歳以上しか掌握はしておりませんが、その要綱をつくってやっているぐらいですから、これはやっぱり早い機会にですね、65歳

以上の一人暮らしの方が、何人いるかということを知ってですね、この緊急システムがあるんですよということを、周知をやったりする必要があるのではないかと思いますけど、いかがですか。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

議員おっしゃるとおりです。今日、一般質問していただいたことで、住民の方も知っていただくこととなります。そういった意味でですね、我々といたしましても、民生委員児童委員協議会におきましてですね、また、本年度も説明させていただきまして、9月にですね、いつも高齢者訪問させていただいています。その際のチラシ等で周知もしていきたいなと思いますし、広報きほくや文字放送ね、こういったものでもやっていきたいとは思いますが、ただ、65歳以上、一人暮らしの方で、全てがこの対象者になるかという、いろいろとございますんで、その中のご相談いただいてからのことなんですけども、そこでこういう条件の方をということにしております。

というのもですね、予算的にも相当大きいもんで、今年だけでも600万円、約。予算、約200台分ぐらいですね、かかっております。これ全ての方が持っていればいいですが、誤報とかそういうので要らないという方もございますんで、そういう方もですね、民生委員等の皆さんのお力を得て、周知していきたいなと思います。

#### **瀧本攻議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

私も引本という大集落及び近隣には、集落には議員さんがいらっしゃらない集落もありますし、白浦という集落もございます。議員としても、このあれば助かったのではないかなと思うような、懸念することがないようにですね、町としても取り組んでいただきたいし、私自身も、この緊急通報システムをちょっと引かかることがございましたのでですね、取り組んでいきたいと思っておりますので、その辺は精力的に取り組んでいただきたいと思っておりますけど、簡単に町長の言葉をちょっと。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

おっしゃるとおり、こういうシステムがですね、1人でも多くの一人暮らしの方を助けるためのシステムでございますので、1人でも多くの方に活用していただきたいと思えますので、広報をしっかりしていきたいのと、今日も先ほども申し上げたように、議員がこの緊急通報システムを一般質問していただいたことで、多くの方が認識していただけるものと思っております。

**瀧本攻議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

次の質問に入ります。

3番、熊本地震と南海トラフプレート地震との関連について、熊本を中心とした活断層と南海トラフプレート破壊との関連について、町長の認識をお伺いいたします。通告してありますので、それなりのきちっとした科学的根拠に基づいて、研鑽を積まれたと思えますので、よろしくお願ひいたします。

**瀧本攻議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

熊本地震と南海トラフプレート地震との関連についてでございますね。これは関連については、いろいろと影響があるという方もいらっしゃいますし、影響がないという方もございます。しかしながらですね、これがまったく影響がないとは言えない話だと思えますし、この地震調査委員長という方がですね、国の。平成28年5月13日に、委員長見解というのをしています。中央構造線やその一部の中で、中央構造線や南海トラフ沿いのプレート境界においても、一連の地震活動によって、地震発生確率が高まったとは言えないが、もともと地震のリスクの高い地域であり、注意を怠るべきではないということですね、公表しております。

私もその中で、この間もですね、沖で地震があったわけですから、いろいろなことに影響はしているのではないかという考えは持っておりますし、余分に今より一層注意をすべきだと思っております。

**瀧本攻議長**

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

海上保安庁は2006年以降、静岡県沖から宮崎県沖の震源想定域内の15地点で、海底の地盤の変動について観測、結果、日向灘や東海地震の震源域の南西側、さらに1946年に発生した南海地震の震源域の沖合でも、歪みが蓄積されていたことが判明したと。これはこの間の新聞にも載っていたとおりであります。

次に南海トラフ地震は、これは理論的なことですね。海上保安庁は、海底の各時点に観測機器を設置して、正確な位置がわかる観測船を使い、それまで不可能だった地殻変動を明らかにした。これはサイエンスライターという雑誌に載っています。

6年から15年度の10年間のデータ分析では、遠州灘や紀伊半島沖、四国の南方沖などに、年間5 cm程度の歪みを蓄積する、強い歪み域があることもわかってきました。その強い歪み域は、想定、東海地震の震源域やマグニチュード8.0だった南海地震の震源域から、さらに南西沖に広がっていた。また歪みが蓄積されてる日向灘沖といえば、4月14日に発生した熊本地震は、日向灘をフィリピン海溝が押し、それが熊本を走る活断層を刺激したことで、誘発したとも言われておる。

それから、琉球大学名誉教授の木村政昭氏が、フィリピン海溝プレートのプレッシャーは相当強い、そのため日向灘の海域で、マグニチュード7.5の大地震が発生すると予測していますということを言い切っているわけです。

それからですね、次のことも言うておられます。熊本地震がプレートとプレートの境界で発生した点にも注目をし、フィリピン海プレートと大陸側のプレート境界は、九州のこの断層を起こしたところですね、断層破壊を起こしたところから、四国を横断する中央構造線に入り、淡路、六甲、近畿と続き、途中でフィリピン海プレートと北米プレートの境界に変わって、能登半島の日本海へ抜ける、この今回の断層の破壊の西側、つまりプレートの境界で発生しているということを言うておるんです。

いわゆる接点があるという、南海トラフのところとですね、今回の、それゆえに非常に気をつけなくちゃならないのではないのでしょうかということを、この琉球大学の先生がおっしゃっていると。

それから、海保の、海上保安庁のデータにあるように、歪みがかなり蓄積していることは間違いないということも述べておられます。これは、武蔵野学園大学特任教授の島村英紀というんですか、これは非常に有名な方ですけども、そういう状況の中にあって、地震調査研究、文科省の所管のところではですね、次の地震は2030年というふうに言われてますけども、あるいは岡村先生なんか、早くて2025年だろうと。

しかしながら、今回のその連動して起こる可能性から考えると、もう2025年を想定しなくてはならないんじゃないかというふうに、私も思うわけでありまして。それで、次にお尋ねしたいのはですね、この日向灘と、日向灘というのは、南海トラフとちょっと横にあるんですよね。このことについて、もう既に町長はご存知だと思いますけども、いかが、日向灘と南海トラフの関係について、いかがお考えですか。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

いかがというのが、いかがなんか、ちょっとわかりにくいんですが、いずれにしろですね、こういった関連はやはりどこかで起これば、関連性というものが出てくるのではないかとは思っております。

#### **瀧本攻議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

気をつけねばならないことは、非常に日向灘プレートと熊本、今回の活断層とは密接なつながりがあるというふうに、お分かりになったと思うんですけども、他方ですね、日向灘と南海トラフはまた親戚関係にありましてですね、万が一、その日向灘が起こった場合については、南海トラフがそれに連動してですね、起こる可能性があるということ、私たちは頭の中で考えていかななくてはならないということでもあります。

次に、熊本地震では地震でダメージを受け、さらに前震でダメージですね。本震でダメージを受けた、そのため耐震基準を満たしていてもですね、崩れたことが、大きな被害を生んだ、あるいはもう大丈夫だろうと思って、家に帰っていたら、これ実は本震だったという、それで亡くなられた方もおみえになりました。

このことはですね、前のですね、中央防災会議から出ておる、最終報告書の中にもですね、1854年の安政東海沖地震が起こった後、32時間後にまた南海トラフの地震が起こっているわけです。こういうこともあるので、気をつけてくださいということは、もう提言されているんですよね。だから、熊本地震にあってはですね、この中央防災会議の提言が生かされてなかったと考えることもできるんですよね。だから、貴重な状態でありますので、我々も十分認識をしていかなくちやならないと。

その時に、耐震基準を言われたのは、耐震基準を満たしていても崩れた、これが1つの

大きな私たちは教訓であると思うんです。これについてですね、特に避難場所と地域の人  
の拠り所になっている、その学校ですね、新築の学校は良しとして、耐震構造を施した学  
校については、町長、再度ですね、その想定しておったのが、6強とか、6弱だと思うん  
です、おそらく。6強とか7弱の地震に耐えられるかどうか。あるいは、1回来た後です  
ね、次に激しい余震が起こるわけですけども、これに耐えられるかどうかという点を踏ま  
えてですね、再度、私は小学校、特に小学校、中学校のですね、耐震を再度、調査をし直  
す必要があるのではないかと思うんですけども、いかがですか。

#### **瀧本攻議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

今ですね、国のほうの基準で、我々も耐震基準を見直して、改修をさせていただきました。  
ですから、いろいろなことがあります。23年のですね、東日本大震災、これは津波、  
長周波の地震がきた後の津波でしたよね。今回、直下型というか、活断層型の地震で来ま  
した。あまり、もうまったくいいことではございません、多くの方がお亡くなりになっ  
ているんで。

しかし、この津波、地震というですね、2方向からの大災害が起きたわけなんで、国の  
ほうもですね、そういった基準に対して、これからどうするのか、例えばこの熊本が、今、  
3.11の教訓が生かされてなかったと言いました。津波もですね、一度来て、二度目、引い  
た時に物を取りに行ったり、見に行ったりして流される。この地震もそうですね、大地震  
の場合、本震だと言われていたのが、余震であって本震だったということがあるんですか  
ら、本来からしたら、そういうところへ、立ち入ったらだめなわけなんですよ。

だから、そういう教訓がですね、度重なって5年の間に2回あったわけなんで、我々と  
しても、それはですね、町民の皆様にも周知して、その防災ということをですね、そうい  
った被害のないように、特に人命についてはですね、周知していくべきだとは思いますが、  
国がこうやって、5年の間に2つ来た、津波と大地震が来たわけなんで、国としてもいろ  
いろな基準の見直し等もあろうかと思えます。

そういったものも十分我々としては見極めた上で、どうするかということを決めていき  
たいと思います。

#### **瀧本攻議長**

奥村武生君。

## 11番 奥村武生議員

町長はどうするかということを見極めるといふふうにおっしゃいましたけども、熊本でああいう前震があつて、本震、それで、耐震基準を満たしていたにも関わらず、ああいうふうになつたと。頭を抱えているわけですね、国も、熊本県も頭を抱えている。私はそれを教訓とするならばですね、私はただちに、特に小学校、中学校の再度、科学的根拠を確立の上ですね、耐震に踏み出すべきだといふふうには、私は思いますけどね。

次にまいります。

前にですね、申し上げました。これは南海トラフ巨大地震対策最終報告の中の21ページでありますけれども、老朽化した木造住宅、建築物について、地震時の倒壊により道路が閉塞し、消火、救援活動の支障となる恐れがあることから、除却・耐震改修等の促進を図る必要があるといふふうには、強く提言をしているわけですが、これに基づいても、私はずっと質問を、今まで行ってまいりました。引本についてですね、再三再四言つて、実現したケースもありますので、そのことをちょっとお答えしていただければと思います。

2箇所、私は前から指摘したんですよ。担当者で結構です。

### 瀧本攻議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

危機管理課長から答弁いたします。

### 瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

### 水谷法夫危機管理課長

すみません。少々お待ちください。

すみません。私の把握している限りのお答えでさせていただきます。引本地区のブロック塀につきましては、あくまでも所有者の私物、構造物ということになりますので、危険性があるからといって、町が勝手に撤去するというわけにはまいりませんが、町内のほかのブロック塀もそうなんです、あくまでも所有者の方の適正な管理をしていただかなくてはならないと考えております。

また、先ほど東議員のほうからもご質問の中で、話が出てまいりましたが、危険なブロック塀につきましては、避難路の確保という観点で、非常に大事なことだと思っておりますので、助成等をまた勉強させていただきながら考えていきたいと思っております。

また、引本地区の空き家につきましては、身内の方に連絡をとり、様子を見ていただいた、その後また再度、連絡をいただけるということになっておりますが、まだ現在、連絡のほうはございません。

#### **瀧本攻議長**

奥村武生君。

#### **11番 奥村武生議員**

この中央防災会議はですね、私有とか公有とか言ってないんですよ、危機管理課長。地方公共団体はというふうに指名をしておるわけですから、これを受けて、地方公共団体がやらないかんことなんですよ。命と健康を守るにはね。そのことをしっかりと刻んでですね、私が引本、旧小学校の横のほうでですね、せっかく800万円も予算を付けていただいて、やったわけですから、そこが確実に避難できるようにしてください。

それから、引本の北町のところについては、再三再四、引本の皆さんから要望、要求を受けてですね、議員として、いかななものかという、そういうことに踏み込むのは、いかなものであるかということは懸念しておりましたが、それについては、町のほうでね、動いてくれたということでもありますので、私の今後、活動がしやすくなると。議員というのは、やっぱりやって、できることと、できないことがあるもんですからね、そういうことであります。

以上をもちましてですね、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

#### **瀧本攻議長**

これで奥村武生君の質問を終わります。

以上で通告済みの質問は、全て終了しました。

お諮りいたします。

6月15日及び16日は、本会議として一般質問の日程となっておりますが、通告のあった質問は、本日、全て終了しましたことにより、6月15日及び16日は休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **瀧本攻議長**

異議なしと認めます。

したがって、6月15日及び16日は休会とすることに決定いたしました。

**瀧本攻議長**

本日はこれにて散会いたします。

(午後 3時 37分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 8 年 9 月 6 日

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 玉津 充